

亀岡市公報

発行所 亀 岡 市 役 所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神 8 番地

目 次

―― 規 則 ――

○亀岡市情報通信技術を活用した行政の 推進に関する条例施行規則の一部改正 (情報政策課)	5
○亀岡市総合福祉センター条例施行規則 の一部改正 (地域福祉課)	5
○亀岡市介護保険条例施行規則の一部改 正 (高齢福祉課)	5
○亀岡市休日急病診療所条例施行規則の 一部改正 (健康増進課)	6
○亀岡市都市計画法に基づく開発許可等 の基準に関する条例施行規則の一部改 正 (都市計画課)	8
○亀岡市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を 定める規則の一部改正 (自治防災課)	11

―― 告 示 ――

○指定納付受託者の指定 (ふるさと納税課)	12
○指定公金事務取扱者の指定 (ふるさと納税課)	12
○亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補 助金交付要綱 (ふるさと納税課)	13
○指定納付受託者の指定 (情報政策課)	16
○指定納付受託者の指定 (情報政策課)	16
○指定公金事務取扱者の指定 (文化芸術課)	17

○亀岡市スポーツイベント開催支援補助 金交付要綱の一部改正 (生涯スポーツ課)	18
○指定緊急避難場所の指定 (自治防災課)	19
○亀岡市家庭向け自立型再生可能エネル ギー (F I T 売電可) 導入事業費補助 金交付要綱の一部改正 (環境政策課)	20
○亀岡市家庭向け自立型再生可能エネル ギー (F I T 売電不可) 導入事業費補 助金交付要綱の一部改正 (環境政策課)	20
○指定公金事務取扱者の指定 (環境政策課)	21
○令和 8 年度亀岡市一般廃棄物処理実施 計画 (資源循環推進課)	22
○指定公金事務取扱者の指定 (資源循環推進課)	30
○指定公金事務取扱者の指定 (市民課)	34
○指定納付受託者の指定 (市民課)	34
○指定納付受託者の指定 (市民課)	34
○亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱の 一部改正 (保険医療課)	35
○固定資産課税台帳に登録すべき固定資 産の価格等の全ての登録 (税務課)	35
○指定特定相談支援事業者の指定 (障がい福祉課)	35
○亀岡市高齢者等買物支援事業補助金交 付要綱の一部改正 (高齢福祉課)	36
○亀岡市介護予防・生活支援サービス事 業実施要綱 (高齢福祉課)	36
○亀岡市介護予防・生活支援サービス事 業補助金交付要綱 (高齢福祉課)	38

○亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正（高齢福祉課）	40	○特定生産緑地の指定解除（都市計画課）	58
○亀岡市妊産婦健診及び新生児聴覚検査費用助成要綱の一部改正（こども家庭課）	43	○公示送達（税務課）	58
○特定乳児等通園支援事業者の確認（保育課）	46	○公示送達（保険医療課）	59
○市道路線の認定に関する告示（土木管理課）	47	○特定子ども・子育て支援施設等の確認及び廃止（保育課）	60
○市道路線の変更に関する告示（土木管理課）	47	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	62
○市道路線の廃止に関する告示（土木管理課）	48	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	62
○市道路線の区域に関する告示（土木管理課）	49	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	62
○市道路線の区域変更に関する告示（土木管理課）	50	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	63
○市道路線の供用開始に関する告示（土木管理課）	50	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	63
○亀岡市新婚世帯等支援事業補助金交付要綱の一部改正（建築住宅課）	52	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	64
○指定納付受託者の指定（財産管理課）	52	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	64
○指定公金事務取扱者の指定（図書館）	52	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	65
○亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付事業実施要綱（障がい福祉課）	53	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	65
○亀岡市相談支援従事者研修助成金交付要綱（障がい福祉課）	54	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	65
○軽自動車税（種別割）納税証明書の有効期限に関する要綱の一部改正（税務課）	55	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	66
○亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正（税務課）	56	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	66
○指定障害児相談支援事業者の所在地の変更（障がい福祉課）	56	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	66
○公示送達（高齢福祉課）	57	○地縁団体の告示事項の変更（自治防災課）	67
○南丹都市計画生産緑地地区の変更（都市計画課）	57		

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	67	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	75
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	67	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	76
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	68	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	76
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	68	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	76
○地縁団体の認可 (自治防災課)	68	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	77
○公示送達 (税務課)	70	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	77
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	71	○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	78
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	71	○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	78
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	72		
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	72	——— 訓 令 ———	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	72	○亀岡市人権行政担当主任設置要綱の一部改正 (人事課)	80
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	73	○亀岡市情報セキュリティ対策基準規程の一部改正 (情報政策課)	80
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	73		
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	74	——— 公 告 ———	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	74	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	81
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	74	○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (地域福祉課)	84
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	75	○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課)	88
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	75	○一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課)	89
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	75	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	93
		○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	97
		○亀岡市職員採用試験公告 (人事課)	100

○農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課)	105
○亀岡市篠町篠洗川土地区画整理組合の 理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課)	105
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (環境政策課)	105
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	106
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	109

—— 任免及び辞令 ——

議会事務局欄

—— 規 程 ——

○亀岡市議会個人情報保護条例施行規程 の一部改正	115
-----------------------------	-----

監査委員欄

—— 公 表 ——

○令和8年度随時監査	115
------------	-----

教育委員会欄

—— 教育長訓令 ——

○亀岡市立学校文書取扱規程	116
○亀岡市立の小学校、中学校及び義務教 育学校に勤務する府費負担教職員の服 務に関する規程の一部改正	119

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○京都府知事選挙の亀岡市開票区におけ る開票立会人を定めるくじを行わない 旨の告示	122
---	-----

農業委員会欄

—— 公 告 ——

○令和8年4月定例総会の開催	123
○令和8年5月定例総会の開催	123

上下水道部欄

—— 告 示 ——

○指定納付受託者の指定	124
○指定公金事務取扱者の指定	124
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指 定の告示	126

市立病院欄

—— 規 程 ——

○亀岡市立病院職員の懲戒処分等に関す る指針	127
○亀岡市病院事業契約規程の一部改正	132

—— 告 示 ——

○指定納付受託者の指定	132
-------------	-----

規則

亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和4年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。
（添付書面等の省略）

第16条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の規定は、条例第7条に規定する規則等で定める書面等及び措置について準用する。この場合において、同令第5条の表中「行政機関等」とあるのは、「本市の機関等」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市総合福祉センター条例施行規則（平成18年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「午後9時」を「午後6時30分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第21号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第7条 市長は、令和8年度分の保険料に限り、第1号被保険者が次の各号のいずれにも該当するときは、条例第10条第1項第2号の規定による特に規則で定める者として、保険料を減免することができる。

- (1) 令和8年度分の保険料の賦課期日において、本市に住所を有する者であること。
- (2) 令和7年度（令和6年分所得）において、本人及びその属する世帯の世帯主並びに全ての世帯員が市町村民税非課税であったこと。
- (3) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれており、かつ、令和7年中の給与所得に係る収入金額の増加分が令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額の引上げ分の範囲内であって、当該引上げ後の基準を適用すれば令和8年度においても引き続き本人及びその属する世帯の世帯員全員が市町村民税非課税となるべき者であること。

2 前項の規定による減免の額は、当該被保険者の令和8年度分の保険料の額（条例第3条の規定により算定された額をいう。以下この項において同じ。）と、当該被保険者を市町村民税非課税者として判定した場合に適用されるべき保険料段階に基づき算定した保険料の額との差額とする。

3 前2項の規定による保険料の減免については、第29条第1項の規定にかかわらず、被保険者による申請を要しないものとする。

別表中「第28条関係」を「第29条関係」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、亀岡市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。」を「介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、亀岡市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、亀岡市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市休日急病診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第22号

亀岡市休日急病診療所条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市休日急病診療所条例施行規則（昭和56年亀岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「場合は、その日数分」を「ときは、その範囲内の日数分を原則」に改め、同項ただし書を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

No. _____

休日急病診療所診療申込書

次の事項に記入又は○印をつけてください。

来 所 日 時	年 月 日 午前 時 分 来所 午後				
ふ り が な					
受 診 者 氏 名					
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	満 歳	ヶ 月	
住 所	〒 -				
電 話	() -				
健康保険の種別 ・ 国 保 ・ 全国健康保険協会 ・ 健康保険組合 ・ 共済組合 ・ 後期高齢 ・ その他 () ※被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であることの 確認を受けないときは診療費の全額を納入していただきます。					
備 考					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の表第3号の項を次のように改める。

第3号	次のいずれかに該当するもの (1) 保津地区、河原林町勝林島地区、馬路地区、千歳地区又は蔺田野地区において、次のアからキまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの（ウからキまでに掲げるもののうち土砂災害警戒区域又は洪水等が発生した場合に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を含む敷地面積が1,000平方メートル以上のものについては、安全上及び避難上の対策を実施するものに限る。） ア 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。） イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
-----	--

ウ エに掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

エ 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

(7) 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

(イ) (7)の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

(ウ) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（(7)の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

オ 診療所

カ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

キ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

(2) 河原林町河原尻地区、吉川地区、旭地区、曾我部地区又は千代川地区において、(1)アからキまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの

第8条の表第3号の項を次のように改める。

第3号	次のいずれかに該当するもの (1) 保津地区、河原林町勝林島地区、馬路地区、千歳地区又は蒔田野地区において、次のアからキまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの（ウからキまでに掲げるもののうち土砂災
-----	--

害警戒区域又は洪水等が発生した場合に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を含む敷地面積が1,000平方メートル以上のものについては、安全上及び避難上の対策を実施するものに限る。)

ア 専用住宅(その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。)

イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅(その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。)

ウ エに掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

エ 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

(ア) 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

(イ) (ア)の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

(ウ) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの((ア)の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)

オ 診療所

カ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

キ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

(2) 河原林町河原尻地区、吉川地区、旭地区、曾我部地区又は千代川地区において、(1)アからキまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第24号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地

- (1) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
- (2) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋2-2-1
京橋エドグラン13F
- (3) 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎3丁目1番1号
JR東急目黒ビル7階
- (4) 京都クレジットサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地
- (5) 京銀カードサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地
- (6) PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
- (7) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
デジタルゲートビル10階

- (8) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
関電不動産渋谷ビル8階
- (9) GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1-2-3
渋谷フクラス
- (10) KDDI株式会社
東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
KDDIビル
- (11) 株式会社JALUX
東京都港区港南1-2-70
品川シーズンテラス12階
- (12) アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒1-8-1
- (13) 株式会社Workthy
福岡県福岡市中央区赤坂1-16-5
読売九州ビル5F

- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入
寄附金
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定の期日
令和9年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
 - (2) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋2-2-1
京橋エドグラン13F
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
寄附金
- 3 委託期間
令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで
- 4 指定した日
令和8年4月1日

「揭示済」

亀岡市告示第41号

亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと産品の創出又は既存のふるさと産品の生産強化等（以下「ふるさと産品の創出等」という。）を行う事業

に取り組む事業者に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) ふるさと産品 市内において生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスであって、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件（平成31年総務省告示第179号）に定める基準に適合するものをいう。
- (2) 採択事業者 市長が別に定める事業者提案の募集に応募し、採択された事業者をいう。
- (3) 補助事業 市長が別に定める事業者提案の募集に応募し、採択されたふるさと産品の創出等を行う事業をいう。
- (4) クラウドファンディング 補助事業を実施するための資金を、市長が指定するインターネットサイトで募集し、調達することをいう。
- (5) 寄附額 クラウドファンディングにより資金を調達した額の合計額をいう。
- (6) 目標額 補助対象経費の額の合計額に100分の200を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助事業の実施主体である採択事業者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 提案した補助事業への寄附額が目標額に達した者又は寄附額が目標額に達しない場

合であっても、自らの責において補助事業を行う者であること。

(2) 補助事業によるふるさと産品を、本市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者であること。

(3) 市内に事業所等を有し、又は開設を予定する者で、補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者であること。

(4) 補助事業について本市が実施する他の補助金の交付を受けていない者であること。

(5) 国税及び地方税の滞納（納税猶予等の措置によるものを除く。）がない者であること。

（補助対象事業等）

第4条 補助対象事業及び補助対象経費は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金の額及び補助限度額）

第5条 補助金の額は、寄附額の10分の5以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費の額の合計額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に別表第2に規定する書類を添付し、市長に申請するものとする。

2 補助事業が複数年度にわたる場合は、年度ごとに前項に定める申請を行わなければならない。ただし、補助金の交付を申請することができる期間は、補助事業を開始した年度及び当該年度の翌年度とする。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業の着手）

第8条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、事業の効率的な実施を図る必要がある、又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合は、市長に事前着手届（別記第3号様式）を提出した後に着手することができる。

（補助事業の変更）

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画を変更しようとするときは、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業変更承認（不承認）決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の申請を行った年度の2月末日まで（補助事業が完了したときは、その日から起算して20日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日まで）に、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金実績報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を

確定し、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、次条第2項の規定により概算払を行った場合において、当該概算払の額が前項の補助金の交付確定額を超えるときは、補助事業者に対し、その差額の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者の経済的な事情等補助金の交付の目的を達成するため当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると特に認めるときは、第7条の規定による補助金の交付決定後、交付決定の範囲内において、補助金の全部又は一部を補助事業が完了する前に概算払により交付することができる。

（補助金の請求及び支払）

第13条 補助金の請求は、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付請求書（別記第8号様式）により、概算払による交付に係る請求をするときは、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金概算払請求書（別記第9号様式）により請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求を受け付けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 法令又は条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条

件に違反したとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を請求するものとする。

- 3 第9条第2項の規定により補助事業の変更を承認し、変更交付決定をした場合において、変更交付決定額が概算払により交付した額を下回るときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を請求するものとする。

- 4 前2項に規定する補助金の返還請求を受けた補助事業者は、期限内に補助金を返還しなければならない。

（事業成果の報告）

第15条 補助事業者は、補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は、補助金の交付を受けた事業の実施状況について市長が報告を求めた場合、これに応じなければならない。

（書類の保存）

第16条 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金を交付した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（財産の維持管理等）

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業によって取得した財産を適正に維持管理するとともに、補助金の交付目的に従って使用し、原則としてこれを第三者に譲渡してはならない。

- 2 規則第16条ただし書に規定する市長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

3 規則第16条第2号に規定する市長が指定したものは、1品の取得価格又はその効用増加価格が50万円以上の財産とする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表、別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎3丁目1番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
使用料、手数料、雑入
- 3 指定をした日
令和8年4月1日

- 4 指定の期日
令和9年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
使用料、手数料、負担金、雑入
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定の期日
令和9年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社大垣書店 亀岡店	亀岡市篠町野条上又11-1 アルプラザ亀岡3階
有限会社さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社やまざき商店	亀岡市北町19番地
株式会社松園荘	亀岡市禰田野町芦ノ山流田1-4
株式会社翠泉	亀岡市禰田野町芦ノ山イノシリ6-3
保津川遊船企業組合	亀岡市保津町下中島2番地
嵯峨野観光鉄道株式会社	京都市右京区嵯峨野天龍寺車道町
一般社団法人きりぶえ	亀岡市禰田野町太田竹が花7番地
一般社団法人森の京都地域振興社	亀岡市追分町谷筋25番地30
一般社団法人京都中央古民家再生協会	亀岡市安町釜ヶ前23番地6 アイディール・アザレア102

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定した日

令和8年4月1日

「揭示済」

亀岡市告示第45号

亀岡市スポーツイベント開催支援補助金交付
要綱（令和6年亀岡市告示第71号）の一部を
次のように改正する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第3項を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第46号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

指定する指定緊急避難場所

施設の名称	施設の所在	対象とする異常な現象の種類（※1）								指定避難所との重複（※2）
		洪水	崖崩れ土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
かめおか防災広場	余部町天神又2番地外	1	1		1		1			
カーシェルター野水	吉川町穴川野水15番1外		1		1		1			

（※1）「対象とする異常な現象の種類」欄に「1」が記された施設が、当該異常現象から緊急に避難するための施設である。記されていない施設は、当該異常現象によって避難することはできない。

（※2）「指定避難所との重複」欄に「1」が記された施設は、指定避難所を兼ねた施設である。

「揭示済」

亀岡市告示第47号

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（F I T売電可）導入事業費補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第58号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第2号中「10kW未満」を削る。

第4条第2号及び別記第1号様式中「17,000円」を「12,000円」に、「102,000円」を「60,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（F I T売電可）導入事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以降に交付申請のあった補助金について適用し、令和8年3月31日以前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

（補助対象者の特例）

3 令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間、第5条の規定の適用については、「6月以内」とあるのは、「8月以内」とする。

「揭示済」

亀岡市告示第48号

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（F I T売電不可）導入事業費補助金交付要綱（令和6年亀岡市告示第207号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表第1補助金の額の欄中「2万円」を「4万円」に、「8万円」を「16万円」に、「3万4千円」を「4万6千円」に、「20万4千円」を「27万6千円」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式別紙及び別記第4号様式別紙中「20,000円」を「40,000円」に、「（上限80,000円）」を「（上限160,000円）」に、「34,000円」を「46,000円」に、「（上限204,000円）」を「（上限276,000円）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（F I T売電不可）導入事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以降に交付申請のあった補助金について適用し、令和8年3月31日以前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
公益社団法人京都府獣医師会
京都市下京区西七条掛越町65番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
狂犬病予防注射済票交付事務手数料
- 3 指定した日
令和8年4月1日
- 4 委託をした期間
令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第50号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、令和8年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 一般廃棄物の処理量の見込み

(1) ごみ

ア 燃やすしかないごみ	16,948 t／年*1
イ 埋立てるしかないごみ	966 t／年*2
ウ 粗大ごみ	581 t／年
エ 資源ごみ	
（ア）カン類	234 t／年
（イ）ビン類	348 t／年
（ウ）ペットボトル	114 t／年
（エ）スプレー缶	23 t／年
（オ）プラスチック類	897 t／年
（カ）使用済小型家電	12 t／年
（キ）使用済乾電池・使用済充電式電池	27 t／年
（ク）廃蛍光管	2 t／年
（ケ）小型金属類	18 t／年
（コ）草・木類	376 t／年
（サ）紙類	1,487 t／年
（シ）生ごみ・食用油	0 t／年
（ス）古布類	49 t／年
（セ）ライター	1 t／年

(2) 犬、猫等の死体 433体／年

(3) し尿及び汚泥

ア し尿	4,389kl／年
イ 浄化槽汚泥	4,260kl／年

*1 重複カウントになるため、燃やすしかないごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック類の選別残渣の見込量を除いている。

*2 重複カウントになるため、埋立てるしかないごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック類の選別残渣の見込量を除いている。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市（委託）、許可業者等	市（直営又は委託）	市（直営又は委託）/民間処理施設
事業系ごみ	許可業者等	市（直営又は委託）	市（直営又は委託）/民間処理施設

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／一般廃棄物（ごみ）〕大田産業㈱、㈱カンボ、南丹清掃㈱、松波商店、安田産業㈱、サカエ産業㈱、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター㈱、(有)キンキ、㈱クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)環境かめおか、南丹清掃㈱(委託)	脱水・焼却／京都中部クリーンセンター	残渣埋立／大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／浄化槽汚泥〕南丹清掃㈱、日進浄化槽センター㈱

3 ごみ処理実施計画

(1) 「美しいふるさとかめおか」を次代につなぐ活動を支援する。

ア ごみ減量・資源化の市民活動の支援

(ア) 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や自治会等の地域コミュニティ団体への支援

(イ) 地域コミュニティなどによる集団回収や適正な分別排出の取組の支援

(ウ) 地域における持続可能な衛生保持の仕組みづくり

イ 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

(ア) 環境配慮型イベントの推進

(イ) 大堰川・保津川をはじめとする自然環境をフィールドにした環境学習の展開

(ウ) 小・中学校、義務教育学校における環境教育の強化

(エ) 企業と連携した環境学習の開発・展開

(オ) 就学前教育やエコウォーカーキッズチャレンジプログラム等の充実・展開

ウ ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

(ア) 誰もがわかるごみ分別情報の提供

(イ) 環境ポスター・標語等の募集による環境意識の啓発

(ウ) 高齢者等ふれあい収集を通じたごみ出し支援

エ 企業とのパートナーシップの構築

(ア) 環境パートナーシップ協定の締結企業の拡大

(イ) 環境パートナーシップ協定締結企業の製品・サービス等の周知・広報によるエシカル消費の普及促進

(2) 排出されるごみを徹底的に減らすため、2R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用）を強化する。

ア 生活系ごみの2Rに向けた取組

- (ア) エコバッグやマイボトルの持参等による、プラスチック製レジ袋やペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチックの発生抑制対策の更なる推進
- (イ) 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
- (ウ) 環境家計簿の普及拡大
- (エ) ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣（エシカル）の普及に向けた環境の整備
- (オ) リユース交換会の実施

イ 事業系ごみの2Rに向けた取組

- (ア) 製造・使用・排出者責任を浸透させる啓発活動
- (イ) 紙ごみを資源物として受け入れることの検討
- (ウ) 桜塚クリーンセンターにおける搬入指導の実施
- (エ) 多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討
- (オ) 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握
- (カ) 事業者から排出される食品廃棄物減量の取組

ウ 食品ロス対策の推進

- (ア) 食品ロスの発生状況、発生要因の周知啓発
- (イ) 「食品ロス削減推進計画」に基づく施策の展開

エ イベントごみ対策の推進

- (ア) リユース食器等の利用促進
- (イ) テイクアウト容器の削減

(3) 多様な資源化システムを構築する。

ア 市民が取り組みやすい資源化システムの構築

- (ア) 公共施設における資源ごみ回収拠点の拡充
- (イ) 事業者と連携した資源ごみ回収拠点の拡充
- (ウ) 小型家電等のイベント回収の拡充
- (エ) コンポストによる生ごみの減量、資源化

イ 事業者による資源化システムの構築

- (ア) 事業者による古紙、古着等の資源化の拡大
- (イ) 事業者と連携したペットボトルの資源回収、資源循環システムの構築
- (ウ) 事業者と連携したステンレスボトルの資源回収、資源循環システムの構築
- (エ) 事業者と連携したサーキュラーエコノミーによる持続可能なビジネスモデルの構築

ウ 中間処理等の充実による資源化システムの構築

- (ア) 中間処理施設（民間）の活用による資源回収
- (イ) 埋立てごみの中間処理によるごみの減量、資源化率の向上
- (ウ) 焼却灰のリサイクルの検討

- エ 廃棄物の資源化・エネルギー化と脱炭素に向けた取組の促進
 - (ア) 生ごみのバイオガス発電に向けた事業化の検討
 - (イ) 廃棄物のエネルギー化による再生可能エネルギー導入拡大及びエネルギーの地産地消の推進
 - (ウ) 剪定枝や落葉等のバイオマス活用の推進
- オ 分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進及び新たな分別拡大に向けた調査研究の促進
 - (ア) 紙類、剪定枝・落葉、小型金属類、プラスチック一括回収等の分別拡大による大幅なごみの減量
 - (イ) 生ごみ及び使用済み紙おむつ等の資源化に向けた事業化の検討
 - (ウ) 燃やすしかないごみ及び埋立てるしかないごみの大幅な減量を前提とした桜塚クリーンセンターの更新の可否及び広域処理、さらにはエコトピア亀岡の延命化及び域外処理の調査・研究
- カ 経済効果を考慮した事業方式の調査研究の推進
 - (ア) 将来の処理施設の事業化手法について、安定的な処理かつ経済効果が高い処理を実現させるため、民間企業の資源・ノウハウの活用により相乗効果が期待できる「公民連携」方式等の導入についての調査研究
- (4) ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備する。
 - ア 収集・運搬体制の充実に向けた取組
 - (ア) 安全安心な収集運搬体制の維持
 - (イ) 収集体制等の効率化
 - イ 受益者負担の適正化の取組
 - (ア) ごみ処理手数料について、適切な仕組みとなっているかの検証や検討を引き続き実施
 - ウ 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備
 - (ア) 適正処理困難物に対する体制の整備
 - (イ) 廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備
 - エ 最終処分体制の充実に向けた取組
 - (ア) 第3期大阪湾フェニックス計画への参加
 - (イ) 最終処分場の適正な維持管理
 - (ウ) 医王谷エコトピア（旧最終処分場）の廃止確認に向けた取組
 - オ 計画の着実な履行に向けた取組
 - (ア) ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
- (5) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化する。
 - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
 - (ア) 不法投棄に対する監視活動の強化
 - (イ) 捜査機関などの関係機関との連携強化
 - (ウ) エコウォーカーによる新たな感覚での環境美化活動の推進
 - (エ) アプリケーションソフトを活用したポイ捨てごみの可視化による環境美化の意識啓発

イ 災害廃棄物対策の点検・見直し

- (ア) 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
- (イ) 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

関連施設の概要

ア 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6 h）

ビン類：ストックヤード（カレット）208.8 m³（W24 m×L6 m×H1.45 m）

プラスチック類：ストックヤード 222.39 m³

ペットボトル：ストックヤード 38.91 m³

使用済小型家電：ストックヤード 32.89 m³

イ 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9 t／5 h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすしかないごみ	家庭系	10,844 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
		2,500 t	南丹市及び京丹波町全域	船井郡衛生管理組合より搬入	週1回	
	事業系	5,552 t	市内全域	戸別	随時	
埋立てるしかないごみ		887 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(埋処処分場)
粗大ごみ	可燃性	110 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡(破碎処理施設)
	不燃性	39 t		戸別	随時	エコトピア亀岡(保管施設)
資源ごみ	カン類	234 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(資源化施設及び保管施設)
	ビン類	348 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(保管施設)
	ペットボトル	114 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(保管施設)
				拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶	23 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(資源化施設及び保管施設)
	プラスチック類	897 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡(保管施設)
	使用済小型家電	12 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡(保管施設)
	使用済乾電池・使用済充電式電池	27 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(保管施設)
	廃蛍光管	2 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	小型金属類	18 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(保管施設)
	草・木類	376 t	市内全域	ステーション	月1回	エコトピア亀岡(保管施設)
	紙類	1,487 t	市内全域	ステーション	月1回	資源回収業者施設
			市内全域	拠点	随時	
	古布類	49 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設
	ライター	1 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(保管施設)

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込みの合計である。なお、それ以外に自己による直接持込み及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

○許可業者が行う収集について、方法は「戸別」、回数は「随時」

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	連続燃焼式
	公称能力	120t/日(60t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	10,844t/年
	許可業者	5,552t/年
	船井郡衛生管理組合	2,500t/年
	その他	1,354t/年
残渣の量及び処分方法		2,660t/年(海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込み、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量である。

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	14,834㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	871t/年
	許可業者	16t/年
	その他	97t/年
年間埋立容量		3,010㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	80t/年

○不燃性粗大ごみの残渣埋立ては、三重県の民間業者に委託

(2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,660t/年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東豎町、西豎町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蔭田野町の各一部又は全部	71,417人
特定環境保全公共下水道	保津町	415人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	4,333人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	49人
浄化槽	市内全域	4,471人
その他（委託業者）	市内全域	377人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	4,389kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,260kl/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	京都中部クリーンセンター
	所在地	南丹市八木町室河原大見谷47番地
	処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋焼却
	公称能力	94kl/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	4,389kl/年
	許可業者	4,260kl/年
残渣の発生量及び処分方法		60t（海面埋立処分）

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター（農業集落排水処理施設）
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	276m ³ /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36t（三重県の民間業者に委託）

ウ 最終処分計画

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	60t／年

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	36t／年

「揭示済」

亀岡市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
別紙のとおり
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等
一般廃棄物処理手数料
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

No.	名称	所在地
1	中井商店	亀岡市余部町古城21番地
2	本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地
3	セブン-イレブン亀岡インター東店	亀岡市余部町谷川尻2番3
4	亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号
5	V・drug亀岡中央店	亀岡市荒塚町2丁目11番5号
6	南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号
7	㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地
8	畑荒物店	亀岡市内丸町28番地
9	セブン-イレブン亀岡駅前店	亀岡市追分町大堀54番1
10	加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9
11	ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13
12	(有)マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5
13	セブン-イレブンハートインJR亀岡駅改札口店	亀岡市追分町谷筋1番地1
14	ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5
15	㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地
16	山口電機㈱本店	亀岡市河原町169番地
17	ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1
18	㈱栄広堂	亀岡市河原町24番地
19	協同組合亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号
20	ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地
21	㈱スギ薬局 スギドラッグ亀岡東店	亀岡市古世町西内坪12番地
22	イオンリテール㈱イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地
23	セブン-イレブン亀岡中矢田店	亀岡市古世町芝原42-1
24	(有)桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地
25	㈱アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号
26	ファミリーマート亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号
27	㈱サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号
28	矢田の里	亀岡市下矢田町君塚16
29	(有)桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地
30	㈱マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1
31	㈱ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地
32	成田米穀	亀岡市旅籠町32番地
33	大道建具店	亀岡市三宅町40番地
34	加地商店	亀岡市安町24番地37
35	㈱くらしの店丹和	亀岡市安町17番地
36	㈱MG Linovation	亀岡市安町25番地
37	ライス&リカー亀岡店	亀岡市東別院町鎌倉見立24-178
38	東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1
39	YAMANO TERRACE	亀岡市東別院町東掛一アン15
40	中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地
41	ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地
42	セブン-イレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1
43	岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18
44	オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51
45	木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11
46	ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1

47	ローソン京都先端科学大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12
48	原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1
49	吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地
50	吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地
51	魚繁石野商店	亀岡市葦田野町太田油田3番地
52	栗山商店	亀岡市葦田野町奥条門田36番地
53	社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市葦田野町佐伯大門30番地1
54	ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市葦田野町佐伯浦亦15番地1
55	葦田野町自治会	亀岡市葦田野町佐伯西ノ辻9番地1
56	本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地
57	中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地
58	ファミリーマート亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4
59	かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地
60	奥村商店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地
61	畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1
62	社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21
63	森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地
64	西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2
65	ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3
66	東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1
67	コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿原4番地1
68	谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号
69	(株)マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号
70	大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号
71	ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号
72	シミズ薬品(株) ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号
73	(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号
74	ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号
75	セブン-イレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号
76	(株)ユニス セブン-イレブン亀岡大井店	亀岡市大井町並河2丁目29番5号
77	(株)マツモト大井南店	亀岡市大井町並河4丁目8番地
78	(株)カインズ カインズ亀岡店	亀岡市大井町並河4丁目20番地
79	(株)コスモス薬品 ドラッグコスモス大井店	亀岡市大井町並河5丁目11番地
80	(株)さとう フレッシュバザール亀岡大井店	亀岡市大井町並河坂井67番地
81	ドラッグユタカ亀岡並河店	亀岡市大井町並河前脇30番地
82	(有)プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目4番15号
83	ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6
84	(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
85	(株)マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号
86	永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地
87	(株)サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3
88	ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2
89	クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14
90	(株)さとう フレッシュバザール亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田44
91	京都生活協同組合 南丹支部	亀岡市千代川町小林北ン田12-1
92	浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号
93	美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号

94	(有)橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7
95	馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1
96	中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5
97	ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2
98	旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地
99	川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1
100	千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
101	河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1
102	吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43
103	保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地
104	ファミリーマート亀岡保津町店	亀岡市保津町下大年3番57
105	魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地
106	かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地
107	タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地
108	セブーンイレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1
109	セブーンイレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1
110	ファミリーマート亀岡篠町店	亀岡市篠町馬堀広道13-1
111	スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内
112	(株)マツモト うまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2
113	(株)スギ薬局 スギドラッグ馬堀店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地5
114	ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3
115	とり清 中川	亀岡市篠町柏原町頭32
116	井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地
117	ローソン亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村26番地1
118	シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村40番地2
119	アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1
120	コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1
121	BOOKOFF京都亀岡店	亀岡市篠町野条馬場35-1
122	(株)酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号
123	シミズ薬品(株) ダックス亀岡夕日ヶ丘店	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目1番地1
124	山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号
125	(株)サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号
126	(株)マツモト亀岡東店	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目23番1号
127	(有)桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号
128	西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
129	(株)黒川西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目24番1号
130	(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号
131	リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号
132	ドラッグユタカ亀岡南つつじヶ丘店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番4号
133	京都農業協同組合 農畜産物直売所 ファーマーズ・マーケット たわわ朝霧	亀岡市篠町野条上又30番地
134	ワッツ 亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23-3

「揭示済」

亀岡市告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
名 称 地方公共団体情報システム機構
所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
 - (1) コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書交付手数料の収納事務
 - (2) 地方自治法第243条の2第2項に規定する次に掲げる手数料
 - ア 住民票の写しの交付手数料
 - イ 住民票記載事項証明書の交付手数料
 - ウ 印鑑登録証明書の交付手数料
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 委託をした期間
令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
名 称 ルミーズ株式会社
所在地 長野県小諸市本町3-2-25
菱屋本町ビル
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
行政キオスク端末におけるキャッシュレス決済利用に係る住民票関係証明書、印鑑登録関係証明書の交付手数料
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定の期日
令和9年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
名 称 ブリッジ・モーション・トゥモ
 ロー株式会社
所在地 東京都品川区西五反田7-7-7
 S Gスクエア7階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
行政キオスク端末におけるキャッシュレス
決済利用に係る住民票関係証明書、印鑑登録
関係証明書の交付手数料
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定の期日
令和9年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第55号

亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱（平成
12年亀岡市告示第111号）の一部を次のよ
うに改正する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第3項中「被保険者均等割額及び」を
「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均
等割額並びに」に、「世帯が条例第20条第1
項第1号又は」を「世帯が同項第1号若しく
は」に改める。

別表第1中「均等割額」を「均等割額及び
18歳以上均等割額」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第56号

地方税法（昭和25年法律第226号）第
411条第1項の規定により、固定資産課税台
帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録
したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律（平成17年法律第123
号）第51条の20に規定する指定特定相談支
援事業者を次のとおり指定したので、障害者の
日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律第51条の30第2項の規定により告示
する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称及び所在地

特定非営利活動法人 障害・高齢者就労
支援センター

理事長 熊本 眞知子

亀岡市大井町土田二丁目11番20号
- 2 事業所の名称及び所在地

相談支援事業所 LINK'S

亀岡市大井町土田二丁目11番20号
- 3 指定年月日

令和8年4月1日
- 4 事業の種類

指定特定相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者

障害者
- 6 事業所番号

2631600596

(指定特定相談支援事業)

「揭示済」

亀岡市告示第58号

亀岡市高齢者等買物支援事業補助金交付要綱
(令和7年亀岡市告示第165号)の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第1号様式中「車検証」を「自動車検査
証記録事項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
(経過措置)

2 この要綱による改正後の亀岡市高齢者等買物支援事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以降に交付申請があった補助金について適用し、令和8年3月31日以前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第59号

亀岡市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民や特定非営利法人、民間事業所等多様な団体が主体となり、地域課題、ニーズ等の実情に応じたサービスを提供することにより、高齢者の自立した生活環境の維持又は向上を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号及び亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年亀岡市告示第32号）に基づき実施する亀岡市介護予防・生活支援サービス事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 訪問型生活支援サービス事業 高齢者の居宅における多様な生活上の困りごとに対し、掃除、洗濯、買物、ごみ出し、庭の手入れ等の多様な生活援助を行う事業をいう。
- (2) 外出サポート事業 通院等の際の送迎前後の生活支援を行う事業をいう。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、市が行う介護保険の被保険者及び居宅要支援被保険者等に規定する者であって、介護予防ケアマネジメントに基づき当該事業を利用するものとする。

(事業の実施主体)

第5条 実施主体は、亀岡市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱（令和8年亀岡市告示第60号）に基づき、当該補助金の交付を受け、専任のコーディネーター等を配置する第3条に定める事業を実施する団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

(人員及び設備の確保)

第6条 事業実施団体は、事業の実施のために必要な人員、設備及び備品を確保しなければならない。

(研修等の受講)

第7条 事業実施団体は、事業を行う者（以下「従事者」という。）に、市が指定する適切な対応、遵守事項等に関する知識を習得するための研修等を受講させ、事業を適切かつ安全に提供するために自己研鑽に努めさせなければならない。

(衛生管理)

第8条 事業実施団体は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるとともに、感染症予防に十分に配慮しなければならない。

(安全配慮義務)

第9条 事業実施団体は、善良な管理者の注意を持って、安全管理に配慮しなければならない。

2 事業実施団体は、事故が発生するおそれがある場合、適切な措置を講じなければならない。

3 事業実施団体は、事故に備え、損害賠償保険等に参加するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるものとし、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、速やかに市長に報告しなければならない。

2 事業実施団体は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業実施団体は、第1項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めておかなければならない。

(事業実施団体の届出)

第11条 事業実施団体は、次の各号に掲げる事業の内容を市に届け出なければならない。

- (1) 事業実施団体の概要（名称、住所、連絡先等）
- (2) 専任のコーディネーター
- (3) 提供内容
- (4) 提供時間
- (5) 提供範囲
- (6) 利用者が負担する費用
- (7) その他事業に関して必要な事項（事業の廃止又は休止）

第12条 事業実施団体は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1箇月前までに市に届け出なければならない。

（秘密保持等）

第13条 事業の従事者又は従事者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしてはならない。

2 事業実施団体は、事業の従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業実施団体は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（地域及び関係機関との連携）

第14条 事業実施団体は、地域との結び付きを重視するとともに、常に地域課題、ニーズ等の把握に努め、市、地域包括支援センター等の関係機関と連携した運営を行うこととする。

（記録及び保存）

第15条 事業実施団体は、事業に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存しなければならない

い。

2 事業実施団体は、前項に規定するもののほか、会計に関する記録並びに事故の状況及び措置に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第60号

亀岡市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、亀岡市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（令和8年亀岡市告示第59号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、事業実施団体（実施要綱第5条に規定する事業実施団体をいう。以下同じ。）が行う亀岡市介護予防・生活支援サービス事業（以下「事業」という。）に対し、

亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、亀岡市介護予防・生活支援サービス事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に活動拠点がある団体であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的としない団体であること。
- (3) 構成員に亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等が含まれている団体又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する団体でないこと。

（補助対象経費等）

第3条 補助の対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（事業実施団体の登録）

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施団体（以下「申請者」という。）は、実施要綱第11条の規定に基づき、あらかじめ亀岡市介護予防・生活支援サービス事業届出書（別記第1号様式）を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、登録するものとする。

3 申請者は、登録内容を変更するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 前条の規定により登録を受けた申請者は、事業実績に基づき、当月における実施状況を取りまとめ、翌月10日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 亀岡市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第2

号様式）

(2) 亀岡市介護予防・生活支援サービス事業提供実績票（別記第3号様式）

(3) 亀岡市介護予防・生活支援サービス事業提供確認票（別記第4号様式）

（補助金の交付決定及び補助金額の確定）

第6条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を亀岡市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付（不交付）決定兼確定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたときは、亀岡市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助対象事業の経理等）

第8条 申請者は、当該事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備及び保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表、別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第61号

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年亀岡市告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中「平成27年厚生労働省告示第198号」を「令和6年厚生労働省告示第168号」に改める。

第3条第1号ア中

「介護予防訪問介護相当サービス事業」を
「介護予防訪問介護相当サービス事業
訪問型サービス・活動B事業
訪問型サービス・活動D事業」に改め、
同号中ウを削り、エをウとする。

第5条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 訪問型サービス・活動B事業 100分の100

(3) 訪問型サービス・活動D事業 100分の100

第5条第2項及び第3項中「第2号」を「第4号」に改める。

別表第1 介護予防・生活支援サービス事業の部を次のように改める。

介護予防・生活支援サービス事業	介護予防訪問介護相当サービス事業	要支援者及び事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者	指定事業者	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）の介護予防訪問介護に相当するサービス
	訪問型サービス・活動B事業		NPO、ボランティア等住民組織	省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づき実施するサービス
	訪問型サービス・活動D事業		NPO、ボランティア等住民組織	省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づき、移動支援や移送前後の生活支援のみを行うサービス
	介護予防通所介護相当サービス事業	要支援者（法第8条の2に規定する介護予防サービスを利用するため法第58条に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び事業対象者	指定事業者	旧法の介護予防通所介護に相当するサービス
	介護予防ケアマネジメント事業		地域包括支援センター	要支援者及び事業対象者に対しケアマネジメントを実施するサービス

別表第1中

「

自治組織及び委託事業者	生きがいつくりの一環として、日常生活動作訓練や趣味活動が行える交流の場の提供を行う事業。また、囲碁セミナーと併せ介護予防の知識普及啓発事業を実施する事業。
NPO、ボランティア等市民組織	高齢者の経験や知識を活かし地域のふるさと力向上の促進と自身の生きがい、社会参加を促進する事業を行った場合の助成。また、住民主体の自主活動により高齢者を中心とした「居場所」を地域に設け、社会参加、介護予防に寄与する活動を行った場合の助成。
市	本市で行う介護予防事業、地域に住まう高齢者の状況等を総合的に判断するため、大学等専門機関により、より効果的な介護予防事業を実施するための評価を行う事業。

」

を

「

自治組織及び委託事業者	生きがいづくりの一環として、日常生活動作訓練や趣味活動が行える交流の場の提供を行う事業及び囲碁セミナーと併せ介護予防の知識普及啓発事業を実施する事業
NPO、ボランティア等住民組織及び市	高齢者が誰でも参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動への支援や社会参加を促すボランティア活動へのポイント付与を実施する事業
市	本市で行う介護予防事業、地域に住まう高齢者の状況等を総合的に判断するため、大学等専門機関により、より効果的な介護予防事業を実施するための評価を行う事業

」

に改める。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

事業			単位数	1 単位の単価
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防訪問介護相当サービス事業		通知別添 1 に定める単位数	1 0 円に厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 2 7 年厚生労働省告示第 9 3 号。以下「単価告示」という。）に定める亀岡市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
	介護予防通所介護相当サービス事業			1 0 円に単価告示に定める亀岡市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
	介護予防ケアマネジメント事業	ケアマネジメント A		1 0 円に単価告示に定める亀岡市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額
		ケアマネジメント C	4 0 0 単位 （初回加算 3 0 0 単位）	

別表第3（第8条関係）

事業		利用料
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防訪問介護相当サービス事業	当該事業に要した費用の額から第5条第1項の規定により支給される第1号事業支給費の額を控除した額
	訪問型サービス・活動B事業	事業実施団体の設定による
	訪問型サービス・活動D事業	
	介護予防通所介護相当サービス事業	当該事業に要した費用の額から第5条第1項の規定により支給される第1号事業支給費の額を控除した額
	介護予防ケアマネジメント事業	負担なし

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第62号

亀岡市妊産婦健診及び新生児聴覚検査費用助成要綱（平成20年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条を次のように改める。

（実施機関）

第3条 妊産婦健診及び新生児聴覚検査の実施機関は、医療機関、助産院、出張開業助産師等とする。

第4条第1項中「亀岡市」を「当該健診を受診した妊産婦であって、当該健診時に亀岡市内」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 新生児聴覚検査に係る助成を受けることができる者は、新生児聴覚検査を受診した新生児の保護者であって、当該検査時に当該新生児が亀岡市内に住所を有する者（住所を有する予定である場合を含む。）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく出産扶助を受けるものを除く。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前各項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認める場合は、当該妊産婦及び新生児の保護者を助成の対象とすることができる。

第7条第2項中「妊産婦が委託医療機関又は委託助産院等」の次に「（市長が事業の実施を委託した医療機関又は助産院及び出張開業助産師をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項中「委託医療機関又は委託助産院等以外」の次に「の医療機関、助産院等」を加え、「医療機関又は助産院等」を「当該医療機関又は助産院等」に改める。

別表第1基本健診（問診、診察、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導）の項中「4,760円」を「4,830円」に、「66,640円」を「67,620円」に改め、同表多胎基本健診の項中「4,760円」を「4,830円」に、「28,560円」を「28,980円」に改め、同表血液検査（血液型）の項中「480円」を「780円」に改め、同表合計の項中「168,490円」を「170,190円」に改める。

別記第1号様式の2中

「

保護者氏名		生年 月日	昭和 平成	年	月	日
住 所		交付番号				
出 産 日	年 月 日					

」

を

「

保護者氏名		保護者 生年月日	年 月 日
住 所	亀岡市		交付番号
児 氏 名		児生年月日	年 月 日

」

に改める。

別記第2号様式中「4, 760」を「4, 830」に、「480」を「780」に改め、

「 受診者 〳

住所 亀岡市 電話番号

氏名 生年月日 年 月 日

」

を

「

妊産婦健診 〳

受診者 住所 亀岡市 電話番号

氏名 生年月日 年 月 日

新生児聴覚検査 〳

受診者 住所 亀岡市

氏名 生年月日 年 月 日

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の亀岡市妊産婦健診及び新生児聴覚検査費用助成要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に受診した妊産婦健診又は新生児聴覚検査に係る助成について適用し、同日前に受診した妊産婦健診又は新生児聴覚検査に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 この告示の実施の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この告示の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

亀岡市告示第63号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する第53条第1号に基づき、特定乳児等通園支援事業者の確認について告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市特定乳児等通園支援事業者一覧

No.	事業者の名称	実施園	事業所の所在地	確認年月日
1	学校法人 みどり学園	安町幼稚園乳児等通園支援事業所	亀岡市安町小屋場3 1 番地	令和8年3月3 1 日
2		どんぐり乳児等通園支援事業所 (安町幼稚園内)		
3	学校法人 公化学園	千代川幼稚園乳児等通園支援事業所	亀岡市千代川町小川3 丁目5 番1 1 号	
4	学校法人 成光学園	ひかり幼稚園乳児等通園支援事業所	亀岡市西つつじヶ丘霧島台2 丁目3 番1 5 4 号	
5		小規模保育さくらんぼ乳児等通園支援事業所 (ひかり幼稚園内)		
6	特定非営利活動法人亀岡子育てネットワーク	一時保育あったかroomりとおぼ乳児等通園支援事業所	亀岡市追分町谷筋3 7 番地2 1	
7	亀岡市	川東保育所乳児等通園支援事業所	亀岡市馬路町流川3 0 番地1	
8		中部保育所乳児等通園支援事業所	亀岡市曾我部町穴太川原口3 4 番地1	
9		東部保育所乳児等通園支援事業所	亀岡市篠町野条下川1 番地	
1 0		第六保育所乳児等通園支援事業所	亀岡市北河原町1 丁目1 番1 号	
1 1		本梅こども園乳児等通園支援事業所	亀岡市本梅町井手早田垣内1 3 番地2	
1 2		森の自然こども園東本梅乳児等通園支援事業所	亀岡市東本梅町東大谷生子田6 9	
1 3		山の自然こども園別院乳児等通園支援事業所	亀岡市東別院町南掛正之垣内1 0 番地	
1 4		保津こども園乳児等通園支援事業所	亀岡市保津町六條口5 4 番地2 2	

「揭示済」

亀岡市告示第64号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起 点
		終 点
01344	北古世9号線	亀岡市北古世町2丁目106番10先
		亀岡市北古世町2丁目106番21先
12178	明晴25号線	亀岡市千代川町明晴1丁目3番38先
		亀岡市千代川町明晴1丁目3番52先
12179	今津2丁目4号線	亀岡市千代川町今津2丁目58番3先
		亀岡市千代川町今津2丁目58番1先
12180	千代川自由通路線	亀岡市千代川町今津1丁目117番10先
		亀岡市千代川町今津2丁目60番1先
15069	横井線	亀岡市千歳町千歳横井12番先
		亀岡市千歳町千歳横井7番先

「揭示済」

亀岡市告示第65号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	
		終 点	
12028	北ノ庄学校線	変更前	亀岡市千代川町千原1丁目33番1先 亀岡市千代川町北ノ庄桑寺3番3先
		変更後	亀岡市千代川町千原1丁目33番1先 亀岡市千代川町北ノ庄下河原13番1先
12074	千代川側道3号線	変更前	亀岡市千代川町湯井南筋71・72番合先 亀岡市千代川町北ノ庄貝ノ庄1番1先
		変更後	亀岡市千代川町北ノ庄貝ノ庄2番1先 亀岡市千代川町湯井南筋71・72番合先

「揭示済」

亀岡市告示第66号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	
		終 点	
12051	植田神田線	亀岡市千代川町小林植田109番先	
		亀岡市千代川町小林神田5番先	

「揭示済」

亀岡市告示第67号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和8年4月1日から令和8年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	下限及び上限	最小幅員
		終 点			最大幅員
01344	北古世9号線	亀岡市北古世町2丁目106番10先	157.165m	—	6.00m
		亀岡市北古世町2丁目106番21先			6.00m
12178	明晴25号線	亀岡市千代川町明晴1丁目3番38先	178.08m	—	6.01m
		亀岡市千代川町明晴1丁目3番52先			6.01m
12179	今津2丁目4号線	亀岡市千代川町今津2丁目58番3先	114.75m	—	6.00m
		亀岡市千代川町今津2丁目58番1先			6.00m
12180	千代川自由通路線	亀岡市千代川町今津1丁目117番10先	95.17m	標高 98.57mから 110.88mまで	2.31m
		亀岡市千代川町今津2丁目60番1先			6.84m
15069	横井線	亀岡市千歳町千歳横井12番先	207.40m	—	4.00m
		亀岡市千歳町千歳横井7番先			4.00m
12028	北ノ庄学校線	亀岡市千代川町千原1丁目33番1先	336.26m	—	1.80m
		亀岡市千代川町北ノ庄下河原13番1先			5.49m
12074	千代川側道3号線	亀岡市千代川町北ノ庄貝ノ庄2番1先	987.21m	—	4.00m
		亀岡市千代川町湯井南筋71・72番合先			7.67m

「揭示済」

亀岡市告示第68号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和8年4月1日から令和8年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 17042
- 2 路線名 保津11号線
- 3 道路の変更区域

変 更 区 間	変 更 前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延 長	備 考
亀岡市保津町貳番29番1先から 亀岡市保津町貳番29番7先まで	前	9.00m 12.16m	24.97m	変更後路線幅員 最小 6.00m 最大 12.41m
亀岡市保津町貳番29番1先から 亀岡市保津町貳番29番7先まで	後	9.00m 9.00m	24.97m	変更後路線延長 156.66m

「揭示済」

亀岡市告示第69号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和8年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和8年4月1日から令和8年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01344	北古世9号線	亀岡市北古世町2丁目106番10先	157.165m	6.00m
		亀岡市北古世町2丁目106番21先		6.00m
12178	明晴25号線	亀岡市千代川町明晴1丁目3番38先	178.08m	6.01m
		亀岡市千代川町明晴1丁目3番52先		6.01m
12179	今津2丁目4号線	亀岡市千代川町今津2丁目58番3先	114.75m	6.00m
		亀岡市千代川町今津2丁目58番1先		6.00m
12028	北ノ庄学校線	亀岡市千代川町千原1丁目33番1先	336.26m	1.80m
		亀岡市千代川町北ノ庄下河原13番1先		5.49m
12074	千代川側道3号線	亀岡市千代川町北ノ庄貝ノ庄2番1先	987.21m	4.00m
		亀岡市千代川町湯井南筋71・72番合先		7.67m
12143	小林3号線	亀岡市千代川町高野林腰前6番1先	110.00m	6.00m
		亀岡市千代川町明晴2丁目7番9先		6.00m
12154	明晴3号線	亀岡市千代川町明晴2丁目4番3先	115.78m	6.00m
		亀岡市千代川町明晴2丁目6番4先		6.00m
12155	明晴4号線	亀岡市千代川町明晴2丁目6番1先	48.50m	6.00m
		亀岡市千代川町明晴2丁目5番5先		6.00m
12156	明晴5号線	亀岡市千代川町明晴2丁目6番7先	158.01m	6.00m
		亀岡市千代川町明晴2丁目9番2先		6.00m
12157	明晴6号線	亀岡市千代川町明晴2丁目9番8先	60.92m	6.00m
		亀岡市千代川町明晴2丁目8番5先		6.00m
12158	明晴7号線	亀岡市千代川町明晴2丁目8番10先	70.45m	6.00m
		亀岡市千代川町明晴2丁目7番7先		6.00m
17042	保津11号線	亀岡市保津町貳番29番5先	24.97m	9.00m
		亀岡市保津町貳番29番7先		9.00m

「揭示済」

亀岡市告示第70号

亀岡市新婚世帯等支援事業補助金交付要綱
(令和3年亀岡市告示第57号)の一部を次の
ように改正する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条に次の1号を加える。

(6) 夫婦又はパートナーシップ関係にある者
の双方が、補助金の申請年度中に次のいず
れかを実施すること。

ア ライフデザイン支援講座の受講(乳幼
児とふれあう体験や子育て世帯との意見
交換を含む。)

イ プレコンセプションケアに関する講座
の受講

ウ 医療機関への妊娠又は出産に関する相
談

エ 共家事・子育て講座の受講

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第71号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第
231条の2の3第1項の規定により、指定納
付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財
務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)第47
条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
名 称 株式会社メルペイ
所在地 東京都港区六本木6-10-1
六本木ヒルズ森タワー
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
物品売払収入
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定の期日
令和9年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第
243条の2第1項に規定する指定公金事務取
扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及
び亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1
号)第48条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
名 称 一般社団法人 亀岡市観光協会
所在地 京都府亀岡市追分町谷筋25番地
30
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に
係る歳入等
駐車場使用料

3 指定公金事務取扱者に指定をした日
令和8年4月1日

4 委託期間
令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第73号

亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等
給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として、排泄の意思表示が困難である知的障害者が自立した日常生活を容易に営むことができるよう、紙おむつ、おむつカバー、尿取りパッド、おしり拭き（以下「紙おむつ等」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(紙おむつ等の種目及び給付の対象者等)

第2条 紙おむつ等は、給付することとし、別表の種目欄に掲げるものとする。

2 給付の対象者は、市内に居住する在宅生活

者であり、別表の対象者欄に掲げる者とする。ただし、前項の種目について、他の制度により現物又は現金による給付を受けている場合は、給付の対象者としない。なお、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(給付の申請)

第3条 紙おむつ等の給付を受けようとする者又はその家族等（以下「申請者」という。）は、紙おむつ等を購入する前に亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の写し、亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付医師意見書（別記第2号様式。以下「意見書」という。）及び見積書を添付しなければならない。ただし、意見書にあっては、初回申請時に限り提出するものとする。

(給付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、紙おむつ等の給付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により紙おむつ等の給付を決定したときは、亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付決定通知書（別記第3号様式。以下「決定通知書」という。）及び亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付券（別記第4号様式。以下「給付券」という。）を、給付申請の却下を決定したときは、亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付却下決定通知書（別記第5号様式）を申請者に交付するものとする。

(紙おむつ等の納品)

第5条 納入業者は、給付決定を受けた者（以下「受給者」という。）から前条第2項に規定する決定通知書の提示を受けて紙おむつ等を納品し、受給者は、給付券に必要事項を記載し納入業者に提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 受給者は、別表に規定する上限額を超えて紙おむつ等を購入するときは、当該上限額を超えた差額分について、直接納入業者に支払うものとする。

(費用の請求)

第7条 納入業者は、費用を市に請求するときは、納入日等必要事項を記載した給付券を添付するものとする。

(給付費用の返還)

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、紙おむつ等の給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 給付された紙おむつ等を給付目的に反して使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって、又は第2条に規定する給付の対象者でなくなった後に紙おむつ等の給付を受けたとき。
- (3) 給付された紙おむつ等を譲渡し、又は担保に供したとき。

(給付台帳の整備)

第9条 市長は、紙おむつ等の給付の状況を明確にするため、亀岡市在宅知的障害者紙おむつ等給付台帳(別記第6号様式)を整備するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。

【別表、別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第74号

亀岡市相談支援従事者研修助成金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市相談支援従事者研修助成金
交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、特定指定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の相談支援専門員の育成及び確保を推進し、相談支援体制の整備を図るため、相談支援事業従事者研修に係る費用の一部に対し、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市相談支援従事者研修助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、申請時点において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 亀岡市内の障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所に勤務する者
- (2) 事業所の所在地が亀岡市内にある障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所に勤務する者が受講した研修に係る費用を支払った法人又は事業所

(対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、相談支援従事者研修事業実施要綱(平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修

事業の実施について」別紙）別表1及び別表2に定める研修（修了したものに限る。）（以下「研修等」という。）に係る費用とする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、研修等1件につき対象経費の実支出額（他の制度により、対象経費に対する助成を受ける場合は、当該助成額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修等の修了日から起算して1年以内に亀岡市相談支援従事者研修助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修等の修了又は受講を確認できる書類等の写し
- (2) 対象経費を支払ったことを確認できる書類等の写し
- (3) 申請者が第2条第1号に該当する者である場合は、亀岡市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所に現に勤務していることを確認できるもの

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、亀岡市相談支援従事者研修助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定通知を受けたときは、請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、申請者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、期限を定めて当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和8年度以降に実施される研修から適用する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第75号

軽自動車税（種別割）納税証明書の有効期限に関する要綱（令和4年亀岡市告示第34号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱

第1条及び第2条中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第76号

亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和47年亀岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

別記第1号様式（表面）及び別記第2号様式（表面）中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28に規定する指定障害児相談支援事業者の所在地を次のとおり変更したので、亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年亀岡市告示第65号）第4条の規定により告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称及び所在地
特定非営利活動法人 自宅生活応援団びかピカ
理事長 朝戸 香織
亀岡市曾我部町寺広畑29番地1
- 2 事業所の名称及び所在地
計画相談支援事業所 あかり
亀岡市安町釜ヶ前25番地1
（変更前 亀岡市曾我部町寺広畑29番地1）
- 3 変更年月日
令和8年3月12日
- 4 事業の種類
指定特定相談支援・指定障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者
障害者・障害児
- 6 事業所番号
2631600604
（障害者指定特定相談支援事業）
2671600233
（障害児指定特定相談支援事業）

「揭示済」

亀岡市告示第78号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年4月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
- 令和7年度介護保険料督促状 第9期分
- 2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年4月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
- 南丹都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- 亀岡市千代川町明晴6丁目
- 亀岡市篠町篠上西裏
- 亀岡市篠町篠合戦野
- 3 縦覧場所
- 亀岡市安町野々神8番地
- 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第80号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項の規定において準用する同法第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月6日

亀岡市長 桂川孝裕

指定を解除した区域及び面積

区域	面積 (㎡)
亀岡市千代川町明晴6丁目3番4	925
亀岡市篠町篠上西裏25番	866
亀岡市篠町篠上西裏26番	1,094
亀岡市篠町篠合戦野8番	515
4筆	3,400

「揭示済」

亀岡市告示第81号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年4月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和7年度 市民税・府民税・森林環境税
税額変更通知書
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法
第20条の2第3項の規定により、告示の日
から起算して7日を経過した時点で書類の送
達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第82号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
5	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略

17	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和7年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第83号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第58条の2に基づき次のとおり確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 特定子ども・子育て支援施設等確認一覧

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	確認 年月日	施設等の種類	預かり保育事業 については、一 定の基準※を満 たしているか否 かの別
学校法人 寿光学園	幼稚園型認定こ ども園 篠村幼稚園	亀岡市篠町篠上中筋47 -2	令和8年 4月1日	預かり保育	－

※一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の20第3項に定めるもの。

2 特定子ども・子育て支援施設等廃止一覧

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	廃止 年月日	施設等の種類
学校法人 寿光学園	篠村幼稚園	亀岡市篠町篠上中筋47 -2	令和8年 3月31日	預かり保育

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「西豎町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 鈴木 顕道

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 高橋 武司

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 森田 潔

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町国分区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 片山 敏哉

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 平林 礼子

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町春日部区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 和田 敏宏

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 古田 千鶴

2 変更年月日

令和8年4月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 八木 賢一

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町河原尻高野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 湯浅 晴之

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 伊津 節夫

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 小畑 充弘

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町重利区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 桂 良彦

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町小口区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 平野 哲也

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の変更

住所 省略

氏名 湊 英紀

(2) 主たる事務所所在地

省略

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「池尻区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 名倉 弘幸

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 大西 剛秀

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 森 敦司

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「塩屋町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 前田 泰孝

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町森区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 中川 重夫

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「バードヴィレッジ自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 白倉 亜矢子

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

1 名称 野条区

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の親睦及び区内の諸団体との協力・協調のもとに会員の福祉の増進、生活環境の整備、防災等に努めるとともに、篠町自治会との協議・協力を図り、会員のための地域づくり（まちづくり）を行うことを目的とする。

(1) 会員相互の親睦に関すること。

(2) 伝統文化の保存及び発展に関すること。

(3) 美化・清掃等区域内の環境の整備

- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) 所有する資産又は受託した施設の管理運営に関すること。
- (6) 区内外の団体及び行政との連携・協議・協力・連絡に関すること。
- (7) 地域づくり計画の策定・実践・評価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、目的の達成に関すること。

3 区 域

篠町見晴1丁目14-9
 篠町見晴6丁目13-6
 篠町広田3丁目22-6
 篠町篠観音芝9-48
 篠町篠下西裏1-60番地
 篠町篠合戦野1-25
 篠町森上垣内23-2
 篠町柏原宇津ノ辺1-39番地
 篠町野条イカノ辻南1-112番地
 篠町野条イカノ辻北1-100番地
 篠町野条井ホラ1-1
 篠町野条下川1-65番地
 篠町野条馬場前32
 東つつじヶ丘曙台2丁目1-1-3
 東つつじヶ丘曙台3丁目8-24
 篠町馬堀南垣内1-43番地
 篠町馬堀伊賀ノ辻1-34番地
 篠町馬堀向端1-34番地
 篠町馬堀広道9
 篠町馬堀池ノ下1-57番地

4 主たる事務所

亀岡市篠町野条イカノ辻北10番地1

5 代表者の氏名及び住所

氏 名 木曾 利廣

住 所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

有

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 令和8年4月15日

「揭示済」

亀岡市告示第105号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和7年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略
2	令和7年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
3	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
4	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「曽我部町西条区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 原田 英嗣

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「神前区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 小林 幸男

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 村上 信夫

2 変更年月日

令和8年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「藤田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 大石 栄一

2 変更年月日

令和8年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「藤田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 稲荷 賢

2 変更年月日

令和8年4月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町南條区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 俣野 昭夫

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町南掛区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 岡本 秀和

2 変更年月日

令和8年4月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町下ノ谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 鈴木 勲

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「東豎町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 山田 廣道

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 大倉 満

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町柏原区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 吉岡 利昌

2 変更年月日

令和8年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 桂 芳弘

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 大原 孝弘

2 変更年月日

令和8年4月19日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町大野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 法貴 正人

2 変更年月日

令和8年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町大内区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 中西 一博

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町美濃田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 川勝 敏彦

2 変更年月日

令和8年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町湯井区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 人見 正人

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町犬飼区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 松本 孝之

2 変更年月日

令和8年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町広田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 谷口 捷行

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町南金岐区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 山本 直克

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第126号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和8年4月30日から令和8年5月14日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 18058
- 2 路線名 古大道線
- 3 道路の変更区域

変 更 区 間	変 更 前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延 長	備 考
亀岡市篠町篠下中筋55番1先から 亀岡市篠町篠下中筋54番1先まで	前	2.40m 2.50m	26.60m	変更後路線幅員 最小 2.10m 最大 9.63m
亀岡市篠町篠下中筋55番1先から 亀岡市篠町篠下中筋54番1先まで	後	4.01m 4.06m	26.60m	

「揭示済」

亀岡市告示第127号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和8年4月30日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和8年4月30日から令和8年5月14日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路 線 号	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始 延 長	幅 員
18058	古 大 道 線	亀岡市篠町篠観音芝 1 番地の 1 7 先 亀岡市篠町篠上中筋 1 0 0 番地の 1 先	753.87m	2.10m ~ 9.63m

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市人権行政担当主任設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市人権行政担当主任設置要綱
の一部を改正する訓令

亀岡市人権行政担当主任設置要綱（昭和43年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条において」を「以下」に、「設置するものとし、市長がこれを任命する」を「置く」に改め、同条に次の2項を加える。

2 主任は、課の係長の中から課長が指名した者（係長を置かない課にあっては、係長と同等の職にある者又は課長が指名した者）とする。

3 課の長は、主任の職氏名を人事課長に報告しなければならない。主任に異動があった場合も同様とする。

第3条中「つとめ」を「努め」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市情報セキュリティ対策基準
規程の一部を改正する訓令

亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本市の情報資産に関する業務に携わる」を「市長部局に所属する」に、「臨時的任用職員及び非常勤職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第36号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工 事 番 号 | 水配替第11号 |
| (2) 工 事 名 | 国道477号（東加舎）交通安全事業に伴う配水管移設工事（その2） |
| (3) 工 事 場 所 | 亀岡市本梅町地内 |
| (4) 工 事 種 別 | 水道施設工事 |
| (5) 工 事 概 要 | 配水管布設工
HPPEφ75 L=11.0m
配水管仮設工 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 6,347,000円
【入札書比較価格（税抜）5,770,000円】 |
| (7) 工 期 | 契約日の翌日から120日間 |
| (8) 部 分 払 | 無 |
| (9) 前 金 払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (11) 最低制限価格 | 採用 |
| (12) 入 札 保 証 金 | 免除 |
| (13) 契 約 保 証 金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者 |

が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 支給材料及び貸与品 無
- (5) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和8年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」又は「A等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和8年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)、2(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年4月1日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年4月1日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年4月9日（木） 午前9時から 令和8年4月10日（金） 午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和8年4月13日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和8年4月8日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和8年4月10日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年4月13日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和8年4月15日（水） 午前9時から 令和8年4月16日（木） 午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和8年4月17日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第37号

「第4期亀岡市地域福祉計画」策定支援業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務番号
8地福第1号
- (2) 業務名
「第4期亀岡市地域福祉計画」策定支援業務
- (3) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (4) 業務場所
亀岡市役所等
- (5) 業務期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (6) 見積限度額
3,300,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けて

いないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 業務一括再委託しない者

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

令和8年4月10日（金）から

令和8年4月24日（金）まで

※窓口での交付は、土日を除き、午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

「7 事務局」又は「亀岡市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 参加申込み

ア 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式1）

事業所概要（様式2）

業務実績書（様式3）

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

※「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類を提出すること。

商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書も可）

本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）

市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

誓約書（様式8）

役員一覧表（様式9）

支店・営業所の場合、本社の委任状（様式10）

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

イ 部数

各1部

ウ 提出方法

持参又は書留郵便【令和8年4月24日（金）必着】

エ 提出場所

「7 事務局」の記載のとおり

オ 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時まで

※受付は、土日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

カ 参加資格審査結果

令和8年4月28日（火）に結果通知を発送する。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月17日（金）午後5時まで

イ 受付方法

質問書（様式4）に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。また、送信確認の電話をすること。

ウ 回答日・回答方法

令和8年4月21日（火）午後5時までに電子メールで回答する。また、亀岡市ホームページに掲載する。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

「(5) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 提出方法

持参又は書留郵送【令和8年5月18日（月）必着】

エ 提出先

「7 事務局」に記載のとおり

オ 受付期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月18日（月）まで

※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙（様式5）

イ 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。）

ウ 工程表（様式自由）

エ 参考見積書及び内訳書（様式自由。なお、金額は税込みとし、見積限度額以下の金額とすること。）

オ 予定担当者調書（様式6）

4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、「亀岡市地域福祉計画」策定支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づきプレゼンテーション審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 日時

令和8年5月22日（金）

※開始時刻については、電子メールにて別途通知する。

(2) 場所

亀岡市役所 3階300会議室

(3) 出席者

出席者は2名以内とする。

(4) 所要時間

30分以内（準備3分、説明15分、質疑応答10分、片付け2分）

(5) 内容

説明は、企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(6) 使用機器

プロジェクター等の機材の使用を認めるが、本市からの貸出しは行わない。

パワーポイント等を使用する場合、スライドを印刷した資料を企画提案書に添付して提出すること。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を候補者として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、全体の評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。なお、最高評価点を得た者が評価点合計の4割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募等行うものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに本市において指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

(1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加申込み後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式7）を提出すること。

(3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。

(4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。

(5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。

(6) 提出書類等は返却しない。

(7) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。

(8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。

(9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(10) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。

(11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成

12年亀岡市条例第32号)に基づき提出書類を公開することがある。

(12) 次の場合、提出書類等は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合

エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

(13) 審査内容や審査経過については公表しない。

(14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

(16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部地域福祉課地域福祉係

電話番号：0771-25-5029

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：

fukusi-suisin@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第38号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関

する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和8年4月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和8年4月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第39号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和8年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工事番号 | 8教図第1号 |
| (2) 工事名 | （仮称）キッズステーションかめおかリニューアル工事（建築） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市余部町宝久保地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建
改修対象面積：1,042.142㎡
内装改修工事 一式
図書家具、サイン改修工事 一式
トイレ改修工事 一式 |
| (6) 工期 | 議決のあった翌日から令和9年3月12日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社 |

をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 無

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和8年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市及び京都府の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和8年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が8,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

エ 共同企業体による建築一式工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事の共同企業体による競争入札により落札した工事（6教第4号育親学園新校舎建設工事（I期）の案件を含む。）で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和8年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有

する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体による建築一式工事の手持ち工事がないこと。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事の共同企業体による競争入札により落札した工事（6教第4号育親学園新校舎建設工事（Ⅰ期）の案件を含む。）で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、技術者配置予定書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年4月14日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和8年4月14日（火） 午後3時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年4月27日（月） 午前9時から 令和8年4月28日（火） 午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和8年4月30日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知		共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和8年4月24日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和8年5月7日（木）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年5月11日（月）午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和8年5月14日（木） 午前9時から 令和8年5月15日（金） 午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和8年5月15日（金）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和8年5月19日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和8年5月20日（水）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和8年5月20日（水） 午前10時	令和8年5月21日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和8年5月21日（木） 午前9時から午後3時まで	令和8年5月22日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和8年5月21日（木） 午後3時以降	令和8年5月22日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とこととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (5) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による建築一式工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (6) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等のとおりとする。
- (7) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第40号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工

事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和8年4月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 7緑公第26号 |
| (2) 工事名 | 亀岡運動公園再整備その17工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曽我部町穴太地内 |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 |
| (5) 工事概要 | コンクリート系舗装工 N＝一式
土系舗装工 N＝一式 |
| (6) 予定価格（税込） | 49,173,300円
【入札書比較価格（税抜）44,703,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和8年8月31日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40％以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20％以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (11) 最低制限価格 | 採用 |
| (12) 入札保証金 | 免除 |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (14) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (15) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和8年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年4月15日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年4月15日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年4月27日（月） 午前9時から 令和8年4月28日（火） 午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和8年4月30日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和8年4月24日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和8年4月30日（月）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年5月7日（木）午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和8年5月11日（月） 午前9時から 令和8年5月12日（火） 午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和8年5月13日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第41号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和8年4月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|---|--|-------------------------|
| (1) 工事番号 | 7道改第15号 | | |
| (2) 工事名 | 市道保津宇津根並河線道路改良工事（その17） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町地内 | | |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 | | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=360.0m W=10.75m | | |
| | 路床盛土 | | V=376.9m ³ |
| | 表層 再生密粒度 As(13) t=50 | | A=2,698.8m ² |
| | 溶融式区画線 実線、破線・白・W=150 | | L=555.0m |
| | サイクルロード路面標示 矢羽根・青 | | N=4.0箇所 |
| | 誘導ライン・青 | | N=3.0箇所 |
| (6) 予定価格（税込） | 30,933,100円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜）28,121,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和8年8月31日まで | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者 | | |

が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 支給材料及び貸与品 無
 (5) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和8年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年4月15日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年4月15日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年4月27日（月） 午前9時から 令和8年4月28日（火） 午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	令和8年4月30日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和8年4月24日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和8年4月30日（木）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年5月7日（木）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和8年5月11日（月） 午前9時から 令和8年5月12日（火） 午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和8年5月13日（水） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第42号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和8年4月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分		採用予定人数	受験資格
かめおか方式 事務 (上級) [19-35]		20名	平成3年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による高等学校を令和9年3月31日までに卒業する見込みの人は受験できない。
まちづくり 技師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業 土木・造園) (上級) [19-40]	10名	昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、次の①②③のいずれかに該当する人 ①土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する人 ②民間企業や官公庁等で、土木に関する職務経験(設計・施工管理等)が5年以上あり、かつ、同一企業等における3年以上の継続勤務経験がある人 ③学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業する見込み(高等学校を除く。)の人 ※①に該当する人は筆記試験が免除される。

かめおか方式 保健師 [－40]	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人（令和9年3月31日までに取得見込みを含む。）
かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [－40]	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人（令和9年3月31日までに取得見込みを含む。）

※いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。

※いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。

※受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。

※国籍は問わないが、日本国籍を有しない人については、法令により永住が認められている人又は採用予定日前日までに認められる見込みの人のみ受験することができる。

「法令により永住が認められている人」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。

※地方公務員法第16条の規定による次の欠格条項のいずれかに該当する人は受験することができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験者に別途知らせる。

(1) かめおか方式【事務（上級）、総合土木（上級）、保健師】

区 分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和8年5月16日（土） 令和8年5月17日（日） ※上記のうち指定する1日	亀岡市役所

2次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で一つ選択 計2科目を受験※ ¹	令和8年6月中旬※ ²	亀岡市役所
	個別面接	令和8年6月中旬※ ²	亀岡市役所
3次試験	個別面接	令和8年7月下旬※ ²	亀岡市役所

※1…総合土木（上級）受験者で、受験資格①に該当する人は筆記試験が免除される。

※2…具体的な日程は、各試験合格者に別途通知する。

3 試験内容

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は800字、試験時間は50分とする。
教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は40題で、試験時間は1時間30分とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、 判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題とする。
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。
専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分とする。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学 ・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題とする。 ※障がい児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがある。

4 合格発表等

(1) 日程

ア かめおか方式

合格発表	
1次試験	令和8年5月下旬
2次試験	令和8年6月下旬
3次試験	令和8年7月下旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

ア 1次、2次及び3次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示する。

イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和9年4月1日以降必要に応じて採用される。ただし、最終合格者と調整し、令和9年3月31日以前に採用する場合がある。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和10年4月1日までとする。

5 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、亀岡市では、日本国籍を有しない人については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就くこととする。また、昇任についての考え方は(3)のとおりとする。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

ア 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務

イ 市民に対し一方的に義務や負担を課することとなる業務

ウ 市民に対して強制力をもって執行する業務

エ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）

« 「公権力の行使」に該当する業務の具体例 »

○都市計画法に基づく開発行為の許可処分

○市民税や国民健康保険料の賦課徴収

○生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分

○建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

亀岡市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの副課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当する。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能である。

6 勤務条件など

(1) 初任給については次のとおりとする。

（参考：令和8年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

大学卒	短大卒	高校卒
256,608円	243,648円	223,236円

- ・職歴や学歴などにより給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）などの諸手当が要件に応じて支給される。
- ・初任給は、採用前の給与改定などにより変更になる場合がある。

(2) 配属のある主な勤務地については次のとおりとする。

亀岡市役所、亀岡市上下水道部庁舎、亀岡市立保育所など（派遣などにより、市外の勤務地となる場合がある。）

(3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付などが受けられる。

(4) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙とする。（一部特定屋外喫煙所を設けている。）

7 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、令和8年4月27日（月）午後5時までに人事課へ問い合わせることとする。
申込受付期間	令和8年4月15日（水）～令和8年5月10日（日） ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

8 その他

自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止、延期又は変更が生じた場合の詳細は、市ホームページに掲載する。

9 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 (0771) 22-3131（市役所代表）…（内線2955）

電話 (0771) 55-9451（人事課直通）

FAX (0771) 24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第43号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和8年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日
令和8年4月20日
- 2 縦覧期間
令和8年4月20日以後、常時備え置くこととする。
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第44号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、亀岡市篠町篠洗川土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和8年4月23日

亀岡市長 桂川孝裕

役職	氏名	住所
理事長	柴田 恵夫	省略
副理事長	新宮 理弘	省略
副理事長	山口 隆弘	省略
理事	浅野 訓央	省略
理事	岩田 和治	省略
理事	柴田 武治	省略
理事	本馬 和由樹	省略

「揭示済」

亀岡市公告第45号

第43回全国都市緑化フェアin京都丹波記念「亀岡わんわんフェスタ2026」等企画運営業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年4月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
第43回全国都市緑化フェアin京都丹波記念「亀岡わんわんフェスタ2026」等企画運営業務
 - (2) 業務内容
「亀岡わんわんフェスタ2026」及び関連イベント開催に係る一連の業務を行う。
 - (3) 業務期間
契約締結日から
令和8年11月27日まで

(4) 業務場所

京都府亀岡市域（環境政策課の指定する場所）

(5) 提案限度額

3,740,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 その他

詳細は、第43回全国都市緑化フェアin京都丹波記念「亀岡わんわんフェスタ2026」等企画運営業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第46号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和8年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 工事番号 | 道修第1号 |
| (2) 工事名 | 市内一円市道外舗装修繕工事（単価契約） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市内一円地内 |
| (4) 工事種別 | 舗装工事（単価契約） |
| (5) 工事概要 | 市内一円市道外舗装修繕 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 721,600円 |
| | 【入札書比較価格（税抜）656,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和9年3月31日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 無 |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 免除 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和8年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年4月28日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年4月28日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年5月13日（水） 午前9時から 令和8年5月14日（木） 午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和8年5月15日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和8年5月12日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和8年5月15日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年5月18日（月）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和8年5月20日（水） 午前9時から 令和8年5月21日（木） 午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和8年5月22日（金） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 本工事を落札した者は、「8上下第1号点々舗装復旧工事（単価契約）」への入札参加資格を失うものとする。
- (2) 最低制限価格については、「亀岡市工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準（令和5年4月改正）」(2)による計算方法とする。
- (3) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

龜岡市公告第47号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和8年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|------|-----------|---------------------------------------|
| (1) | 工 事 番 号 | 8上下第1号 |
| (2) | 工 事 名 | 点々舗装復旧工事（単価契約） |
| (3) | 工 事 場 所 | 亀岡市水道区域及び下水道区域内 |
| (4) | 工 事 種 別 | 舗装工事（単価契約） |
| (5) | 工 事 概 要 | 点々舗装復旧 1式 |
| (6) | 予定価格（税込） | 2,613,600円
【入札書比較価格（税抜）2,376,000円】 |
| (7) | 工 期 | 契約日の翌日から令和9年3月31日まで |
| (8) | 部 分 払 | 無 |
| (9) | 前 金 払 | 無 |
| (10) | 最低制限価格 | 採用 |
| (11) | 入 札 保 証 金 | 免除 |
| (12) | 契 約 保 証 金 | 免除 |
| (13) | 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) | 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和8年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年4月28日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年4月28日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年5月13日（水） 午前9時から 令和8年5月14日（木） 午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和8年5月15日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和8年5月12日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和8年5月15日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年5月18日（月）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和8年5月20日（水） 午前9時から 令和8年5月21日（木） 午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和8年5月22日（金） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 「道修第1号 市内一円市道外舗装修繕工事（単価契約）」を落札した者は、本工事への入札参加資格を失うものとする。
- (2) 最低制限価格については、「亀岡市工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準（令和5年4月改正）」(2)による計算方法とする。
- (3) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

任免及び辞令

矢野 裕 巳

亀岡市政の円滑な推進に資するため国際交流に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します
任期は令和9年3月31日までとします

林 俊 宏

亀岡市政の円滑な推進に資するため国際交流及び文化芸術施策の推進に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します
任期は令和9年3月31日までとします

小野 昌 二

亀岡市政の円滑な推進に資するため国際交流及び文化芸術施策の推進に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します
任期は令和9年3月31日までとします

岡部 芳 彦

亀岡市政の円滑な推進に資するため国際交流の推進に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します
任期は令和9年3月31日までとします

鳥山 恒 夫

亀岡市政の円滑な運営に資するためシティプロモーションに係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します
任期は令和9年3月31日までとします

高木 超

SDGsの理念を踏まえた亀岡市の施策を推進するため亀岡市総合政策アドバイザーとして参与に委嘱します
任期は令和9年3月31日までとします

ACOON HIBINO

(日比野 敏 彦)

亀岡市の文化施策を推進するため亀岡市市政アドバイザーとして参与に委嘱します
任期は令和9年3月31日までとします

豊川 竜 太

亀岡市商工業行政の円滑な推進に資するため産学官連携に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します
任期は令和9年3月31日までとします

吉田 直 樹

亀岡市政の円滑な推進に資するため産業振興に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します
任期は令和9年3月31日までとします

宇佐美 年樹子

北崎 康 宏

小多田 篤 宏

溝口 哲 弘

浅田 美佐保

櫻井 一 代

間野 恒 夫

寺本 都也子

野木 義 昭

小早川 大 輔

小橋 一 哉

森 啓 安

日下部 勝 也

松永 枝美子

山田 隆 和

山本 則 次

平井 和 夫

松本文 夫

森岡 明 美

岩切 京 介

蔭山 正 樹

吉川 昌 司

関 彰

岩本 和 彦

八木 美 杉

斎藤 嘉 徳

竹原 将 司

光藤 友 恵

柳原 順 子

(各 通)

(各 通) 山 内 知 行
仲 川 吏
沼 田 聡 祉
太 田 敏 之

亀岡市スポーツ推進委員に委嘱します
任期は令和10年3月31日までとします

(各 通) 石 崎 重 隆
栗 栖 睦

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
任期は令和8年9月30日までとします

(各 通) 岸 本 光 正
湯 浅 好 晃

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
任期は令和10年3月31日までとします

河 原 正 志
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
任期は令和9年12月31日までとします

山 崎 浩 久
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
任期は令和10年3月31日までとします

(各 通) 奥 田 泰 弘
大 谷 一

亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

吉 川 賀 庸
(各 通) 水 主 純 史
水 野 憲 和

亀岡市国民保護協議会幹事の委嘱を解きます

(各 通) 吉 田 輝 美
奥 田 泰 弘

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

森 裕 司
亀岡市防災会議委員に委嘱します

石 崎 重 隆
亀岡市防災会議委員に委嘱します
任期は令和8年5月31日までとします

田 井 浩 二
亀岡市防災会議委員に委嘱します
任期は令和10年3月31日までとします

(各 通) 大 戸 貴 博
水 主 純 史

亀岡市交通安全対策会議幹事の委嘱を解きます

(各 通) 永 見 晃 之
湯 浅 好 晃

亀岡市交通安全対策会議幹事に委嘱します

白 数 宗 雄
亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会委員
に委嘱します

任期は令和9年3月31日までとします

岡 村 徳 子
関 口 由加里

杉 本 俊 博
高 木 信 義

(各 通) 高 木 麻 希
玉 田 初 子

藤 原 夏 江
松 岡 茂 夫

三 浦 邦 俊
森 本 克 子

亀岡市身体障害者相談員に委嘱します

任期は令和10年3月31日までとします

稲 垣 好 江
(各 通) 富士原 美由紀

細 見 眞紀美
山 内 節 子

亀岡市知的障害者相談員に委嘱します

任期は令和10年3月31日までとします

(各 通) 糟 谷 佳 子
谷 口 裕 美

亀岡市精神障害者相談員に委嘱します

任期は令和10年3月31日までとします

(各 通) 岡 本 綾
岡 田 佳 乃

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します

任期は令和9年3月31日までとします

栗山卓弥
亀岡市福祉事務所嘱託医に委嘱します
任期は令和9年3月31日までとします

小坂喜太郎
亀岡市立川東保育所嘱託医に委嘱します

佐藤明美
亀岡市立中部保育所及び亀岡市立本梅こども園
嘱託医に委嘱します

松井史裕
亀岡市立東部保育所嘱託医に委嘱します

上原久和
亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します

吉岡賢一
亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託医に委嘱
します

東原博司
亀岡市立山の自然こども園別院嘱託医に委嘱し
ます

白川和夫
亀岡市立保津こども園嘱託医に委嘱します

藤原史博
亀岡市立亀岡こども園嘱託医に委嘱します

坂井知明
亀岡市立川東保育所嘱託歯科医に委嘱します

荻野茂
亀岡市立中部保育所及び亀岡市立山の自然こど
も園別院嘱託歯科医に委嘱します

植村正敏
亀岡市立東部保育所嘱託歯科医に委嘱します

浦田眞幸
亀岡市立第六保育所嘱託歯科医に委嘱します

脇新五
亀岡市立本梅こども園嘱託歯科医に委嘱します

上原久晴
亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託歯科医に
委嘱します

石川清之
亀岡市立保津こども園嘱託歯科医に委嘱します

小野恒太郎
亀岡市立亀岡こども園嘱託歯科医に委嘱します

高本亜由美
亀岡市立亀岡こども園嘱託薬剤師に委嘱します

矢野将勝
亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します
任期は令和9年7月20日までとします

大西健二郎
亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます

浅田信仁
亀岡市教育委員会委員に任命します
令和8年4月1日

平井眞理子
亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します
任期は令和9年9月30日までとします
令和8年4月17日

議会事務局欄

規 程

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市議会議長 小川克己

亀岡市議会規程第2号

亀岡市議会個人情報保護条例施行
規程の一部を改正する規程

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年亀岡市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程中第3条第16号の改正規定は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（令和8年4月1日）から、第3条第5号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日（令和8年6月14日）から施行する。

「揭示済」

監査委員欄

公 表

亀岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年4月28日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 木村 勲

1 監査の種類

令和8年度随時監査

2 監査の対象

令和7年度末現在における棚卸状況について

- (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
- (2) 市立病院の貯蔵品（医薬品及び診療材料）

3 監査の着眼点

実地棚卸の時期・方法は適切か、保管の方法・場所は適切か、不足・亡失・損・使用不能等の原因の究明及び処置は適切か、在庫現在高は帳簿残高と一致しているかなど、貯蔵品等について適切な在庫管理が行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査対象について、書類調査、状況聴取及び在庫保管場所の確認を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 上下水道部

監査の実施場所：上下水道部庁舎

監査実施日：令和8年4月10日

(2) 市立病院

監査の実施場所：市立病院

監査実施日：令和8年4月10日

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は見当たらず、適正であると認められた。

「揭示済」

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市立学校文書取扱規程を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市教育委員会

教育長 川勝哲也

亀岡市立学校文書取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）における文書等及び物品（小包及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書等 学校に勤務する職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録をいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他これらに類するものを除く。
- (2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。
- (3) 電子文書 電磁的記録のうち、次号の校

務支援システムによる情報処理の用に供するため、当該システムに記録されたものをいう。

- (4) 校務支援システム 電子計算機を利用して学校における教務系、保健系、学籍系等校務に係る情報を一元管理するためのシステムであって、電子決裁機能を有するものをいう。

(文書等の取扱いの基本)

第3条 文書等は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が能率的かつ適正に行われるよう管理しなければならない。

- 2 文書等は、常に整理し、その所在場所及び処理状況を明らかにしなければならない。

(学校長の責務)

第4条 学校長は、常に、文書事務の処理状況を把握し、文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう、監督することに努めなければならない。

(学校に到達した文書等)

第5条 学校に到達した文書等は、收受等担当者が受領するものとし、次に掲げるところにより処理しなければならない。

- (1) 学校宛ての文書は、開封し、及び收受日付印を押印の上、文書収受件名簿等に記載し、学校長の閲覧を経て関係職員に配付すること。

- (2) 親展文書は、開封することなく直接名宛人に交付すること。

- 2 文書等のうち、次に掲げるものは、文書収受件名簿等の記載を省略することができる。

- (1) 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の規定による支払関係書類等

- (2) 刊行物、ポスターその他これに類するもの

- (3) あいさつ状、招待状等軽易な文書等

- (4) その他学校長が文書収受件名簿等への記載を省略することを認めた文書等

(起案及び決裁)

第6条 回答、報告、届、申請等を要する文書等は、担当者が起案し、学校長の決裁を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる電子文書については、校務支援システムにおいて学校長の決裁を受けるものとする。

- (1) 学籍情報

- (2) 出欠情報

- (3) 指導要録

- (4) 健康診断票

(発送文書)

第7条 決裁後の文書で発送するものは、担当者が必要部数を浄書し、文書発送件名簿等に記載して、速やかに発送しなければならない。

- 2 文書の発送は、電子メール等を利用して送信することができる。

(保存年限)

第8条 完結文書の保存年限は、次のとおりとする。

- (1) 永年

- (2) 10年

- (3) 5年

- (4) 3年

- (5) 1年

- 2 決裁又は供覧を経ない文書等は、事務処理上必要な期間保存するものとする。

- 3 第1項の保存年限は、当該文書等の処理が完結した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算する。

- 4 文書等のうち、保存すべき期間を定めがたい文書等の保存年限は、第1項第1号に掲げる保存年限とする。

(分類及び保存年数)

第9条 文書等の分類及びその保存年数は、別に定める。ただし、法令等に保存年数の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(文書等の保存等)

第10条 完結文書は、保存年限及び文書分類ごとに整理し、年度ごとに学校長が定める場所に保管しなければならない。

- 2 電子文書以外の文書等の保管に当たっては、常に紛失、火災、盗難等の予防の措置を講ずるとともに、重要な電子文書以外の文書等は、非常の際にいつでも持ち出せるようにあらかじめ準備しておかなければならない。

(文書等の校外持出しの制限)

第11条 文書等は、校外に持ち出してはならない。ただし、申請書等を学校長に提出し、その許可を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の申請書等には、持ち出す文書等の名称、返却予定日、持出理由等を記入しなければならない。

(文書等の廃棄)

第12条 保存期限が終了した文書等は、学校長の承認を得て廃棄しなければならない。

- 2 保存年限が終了した文書等であっても、関係職員からの請求があり、学校長が必要と認めたときは、期限を定めてこれを保存することができる。
- 3 文書等の廃棄は、溶解又は焼却により行わなければならない。ただし、電磁的記録の廃棄は、その記録を消去する方法によるほか、消去しがたい場合には、当該電磁的記録が判読できない処理をする等適切な処置をして当該記録されている媒体を処分するものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、文書等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行す

る。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に完結した文書等の分類及び保存年限については、なお従前の例による。

亀岡市教育委員会教育長訓令第 3 号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

亀岡市教育委員会教育長 川勝哲也

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成 2 年亀岡市教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表(2)の項中

「

(2) 地震、水害、火災その他の災害によりり災し、勤務が不可能となった場合	地震、水害、火災等の災害によって、職員の現住居が滅失し、又は破壊された場合である。
---------------------------------------	---

」

を

「

(2) 地震、水害、火災その他の災害により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合	次のいずれかに該当することとなった場合である。 (1) 職員の現住所が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該者のうち当該職員以外の者にはそれらの確保を行うことが困難であるとき。 (3) (1)及び(2)に準じるものとして京都府人事委員会が定める場合
---	---

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

任免及び辞令

- 西 垣 逸 郎
亀岡市立亀岡小学校学校医に委嘱します
- 小 坂 喜太郎
亀岡市立安詳小学校学校医に委嘱します
- 平 田 正 弘
亀岡市立東別院小学校学校医に委嘱します
- 栗 山 卓 弥
亀岡市立西別院小学校学校医に委嘱します
- 樋 垣 諒
亀岡市立曾我部小学校学校医に委嘱します
- 佐 藤 俊 之
亀岡市立吉川小学校学校医に委嘱します
- 佐 藤 明 美
亀岡市立蒔田野小学校学校医に委嘱します
- 樋 垣 諒
亀岡市立大井小学校学校医に委嘱します
- 森 戸 俊 典
亀岡市立千代川小学校学校医に委嘱します
- 白 川 和 夫
亀岡市立保津小学校学校医に委嘱します
- 松 井 史 裕
亀岡市立つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します
- 上 原 久 和
亀岡市立城西小学校学校医に委嘱します
- 植 木 孝 宜
亀岡市立詳徳小学校学校医に委嘱します
- 飯 野 諒
亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校医に委嘱しま
す
- 飯 野 諒
亀岡市立亀岡中学校学校医に委嘱します
- 東 原 博 司
亀岡市立南桑中学校学校医に委嘱します
- 十 倉 佳 史
亀岡市立東輝中学校学校医に委嘱します

文 字 直
 亀岡市立大成中学校学校医に委嘱します
 福 居 顯 介
 亀岡市立詳徳中学校学校医に委嘱します
 中 川 裕 隆
 亀岡市立亀岡川東学園学校医に委嘱します
 吉 岡 賢 一
 亀岡市立育親学園学校医に委嘱します
 嶋 村 浩 一
 亀岡市立亀岡小学校学校歯科医に委嘱します
 並 河 治 之
 亀岡市立安詳小学校学校歯科医に委嘱します
 前 川 眞 司
 亀岡市立東別院小学校学校歯科医に委嘱します
 脇 新 五
 亀岡市立西別院小学校学校歯科医に委嘱します
 内 藤 春 生
 亀岡市立曾我部小学校学校歯科医に委嘱します
 浦 田 美 穂
 亀岡市立吉川小学校学校歯科医に委嘱します
 内 藤 大 介
 亀岡市立穂田野小学校学校歯科医に委嘱します
 遠 坂 豊
 亀岡市立大井小学校学校歯科医に委嘱します
 仕 合 裕
 亀岡市立千代川小学校学校歯科医に委嘱します
 石 川 清 之
 亀岡市立保津小学校学校歯科医に委嘱します
 河 野 弘 之
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱し
 ます
 中 川 幹 也
 亀岡市立城西小学校学校歯科医に委嘱します
 西 田 幸 弘
 亀岡市立詳徳小学校学校歯科医に委嘱します
 田 中 恵 一
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱
 します

安 井 明 平
 亀岡市立亀岡中学校学校歯科医に委嘱します
 永 田 篤 司
 亀岡市立南桑中学校学校歯科医に委嘱します
 上 原 久 晴
 亀岡市立東輝中学校学校歯科医に委嘱します
 吉 田 龍 児
 亀岡市立大成中学校学校歯科医に委嘱します
 荻 野 茂
 亀岡市立詳徳中学校学校歯科医に委嘱します
 植 村 正 敏
 亀岡市立亀岡川東学園学校歯科医に委嘱します
 河 本 隆 大
 亀岡市立育親学園学校歯科医に委嘱します
 片 山 徹
 亀岡市立亀岡小学校学校薬剤師に委嘱します
 西 川 学
 亀岡市立安詳小学校学校薬剤師に委嘱します
 片 山 徹
 亀岡市立東別院小学校学校薬剤師に委嘱します
 齋 藤 均
 亀岡市立西別院小学校学校薬剤師に委嘱します
 山 口 徳 人
 亀岡市立曾我部小学校学校薬剤師に委嘱します
 望 月 英 孝
 亀岡市立吉川小学校学校薬剤師に委嘱します
 上 田 耕 士
 亀岡市立穂田野小学校学校薬剤師に委嘱します
 紀 田 奏 子
 亀岡市立大井小学校学校薬剤師に委嘱します
 國 代 一 祥
 亀岡市立千代川小学校学校薬剤師に委嘱します
 中 川 喜よ美
 亀岡市立保津小学校学校薬剤師に委嘱します
 山 口 知絵子
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱し
 ます

石 野 陽 一
亀岡市立城西小学校学校薬剤師に委嘱します
平 野 朋 和
亀岡市立詳徳小学校学校薬剤師に委嘱します
高 村 千 咲
亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱
します
神 田 孝 泰
亀岡市立亀岡中学校学校薬剤師に委嘱します
水 落 明 子
亀岡市立南桑中学校学校薬剤師に委嘱します
中 西 暢 之
亀岡市立東輝中学校学校薬剤師に委嘱します
岩 田 雅 司
亀岡市立大成中学校学校薬剤師に委嘱します
廣 瀬 裕 之
亀岡市立詳徳中学校学校薬剤師に委嘱します
寺 田 希久子
亀岡市立亀岡川東学園学校学校薬剤師に委嘱します
川 勝 達 也
亀岡市立育親学園学校学校薬剤師に委嘱します
令和8年4月1日

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

令和8年4月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第4号

令和8年4月定例総会を下記のとおり公告する。

令和8年4月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和8年4月7日（火）
午前9時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302、303会議室
- 3 議 題
- ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第3号議案 非農地証明交付について
 - ・第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）（貸借）
 - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第5号

令和8年5月定例総会を下記のとおり公告する。

令和8年4月27日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和8年5月7日（木）
午前9時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 別館3階会議室
- 3 議 題
- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第5号議案 非農地証明交付について
 - ・第6号議案 農用地利用集積等促進計画（案）（貸借）
 - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり収納事務の一部を委託することとしたので、同条第2項に定めるところにより告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	主たる事務所の所在地
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納事務の一部を委託することとしたので、同条第2項に定めるところにより告示する。

令和8年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	主たる事務所の所在地
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号 日本橋日銀通りビル5階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号

2 指定公金事務取扱者に納付させる歳入の種類

水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和8年4月23日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和8年4月23日

2 指定業者

指定 番号	業 者 名	代表者名	住 所
333	株式会社 SEN TEC	代表取締役 三木 宣二	京都市上京区下長者通裏門西入坤高町76-3ベルハイツ西陣306号室

「揭示済」

市立病院欄

規 程

亀岡市立病院職員の懲戒処分等に関する指針を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院職員の懲戒処分等に関する指針

亀岡市立病院職員の懲戒処分等に関する指針を次のように定める。

第1 目的

病院事業管理者は、亀岡市立病院職員の懲戒処分等を厳正かつ公正に行うため、処分量定を決定するに当たっての指針を次のとおり定めるものとする。

第2 基本事項

1 この指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、またその職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのよ

うなものであるか

(5) 過去に非違行為を行っているか

(6) 上司への報告はあったか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、これらについては、標準例に掲げる取扱いを参考として判断する。

2 標準例に掲げる処分より重いものとすることが考えられる場合

(1) 非違行為の動機、態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。

(2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき。

(3) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。

(4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分等を受けたことがあるとき。

(5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。

3 標準例に掲げる処分より軽いものとすることが考えられる場合

(1) 職員が自ら非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。

(2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

4 起訴された場合の措置

任命権者は、職員が非違行為を理由として起訴された場合は、直ちに当該職員を休職にするものとする。この場合において、懲戒処分等は、裁判の経過に応じて決定するものと

する。

第3 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）の規定により行う次の処分をいう。

(1) 免職 職員としての職を失わせる処分

(2) 停職 6月以下の範囲内で職務に従事させない処分

(3) 減給 6月以下の範囲内で給料の10分の1以内を減ずる処分

(4) 戒告 職員の非違行為の責任を確認し、その将来を戒める処分

2 矯正措置

懲戒処分には該当しないが、自己の行為に対しての責任や管理監督責任を自覚させ、将来を戒めて、職務遂行に対する姿勢の改善、意識向上等を目的として行う監督指導上の次の措置をいう。

(1) 訓告 その行為が懲戒処分には至らないが比較的重い場合に行う文書による注意措置

(2) 文書注意 その行為が訓告に至らない場合に行う文書による注意措置

(3) 口頭注意 その行為が訓告及び文書注意に至らない場合に行う口頭による注意措置

第4 標準例

懲戒処分の対象となる非違行為及び当該行為に係る懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

なお、当該行為が、懲戒処分を行うまでに至らない場合には、その行為の軽重の程度に応じて矯正措置を行うものとする。

1 一般的服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

ア 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく職務を放棄し、かつ、他の職員への報告、連絡、対応依頼等を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

ウ 職務の遂行に当たって上司の命令に従わず、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序びん乱

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、免職、停職又は減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

ウ 他の職員、連携する機関及びその職員を侮辱することにより職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

ア 事実をねつ造して虚偽の報告又は非行の隠ぺいを行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく、他の職員が行う報告を妨害した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は市の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(10) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(11) 収賄

その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職又は停職とする。

(12) 兼業の承認等を得る手続のけ怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続

又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(13) 公文書の不適正な取扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職と

する。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(15) 入札談合等に関する行為

市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(16) パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメント（亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱（平成23年亀岡市告示第134号）第2条第3号に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

（注）(14)及び(16)に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

(17) 患者等に対する不適切な対応

患者等への必要な説明を怠り、又は不適切な発言、接遇等により、患者等との間に無用の争議を誘発し、病院の品位や信頼を貶めた職員は、減給又は戒告とする。

2 公金・公物取扱い関係

(1) 横領

公金又は公物を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金・公物の不適正処理

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

3 利害関係者との接触違反関係

職員が、亀岡市職員倫理条例（平成14年

亀岡市条例第34号）及び亀岡市職員倫理規則（平成15年亀岡市規則第6号）に定める禁止事項に違反する行為を行ったときは、別表第1に掲げる違反行為に基づく懲戒処分を行う。

4 公務外非行関係

(1) 放火・殺人

放火又は人を殺した職員は、免職とする。

(2) 傷害等（傷害・暴行・器物損壊等）

人に傷害を負わせ、若しくは負わせるまでに至らない暴行行為等をした職員又は故意に他人の物を損壊した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(3) 横領等（横領・窃盗・強盗・詐欺・恐喝・賭博（常習）等）

横領等をした職員は、免職又は停職とする。ただし、賭博については、常習でないものをした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

(5) 粗野な言動等

公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しい粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(6) 破廉恥行為（淫行・痴漢・ストーカー行為等）

破廉恥行為をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(7) インターネットによる不法行為

ハッカー行為等インターネットを利用した犯罪行為をした職員は、停職又は減給とする。

5 交通事故又は交通法規違反関係

交通事故又は交通法規違反をした職員は、別表第2に掲げる交通事犯行為に基づく懲戒処分を行う。なお、処分を行うに際しては、

過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

第5 報告義務

所属長は、職員が第4各項に掲げる非違行為を行っていることが明らかであると判断した場合には、遅滞なくその旨を人事担当課長に報告しなければならない。

第6 監督責任

(1) 指導監督不適正

所属職員が懲戒処分を受けることとなった場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい・黙認

所属職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

第7 関係者の懲戒処分

非違行為をした職員の懲戒処分を行ったときは、次に該当する職員についても懲戒処分を行う。

(1) 違反した職員に教唆し、又はほう助したと認められる職員

(2) 違反した職員と行動を共にした職員

第8 懲戒事案の公表

1 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

(1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分

(2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

2 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。

3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等1及び2によることが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

5 公表方法

記者クラブ等への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。

第9 懲戒処分等の効果等

懲戒処分等を受けた職員の昇格及び昇給等の取扱いについては、初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和35年亀岡市規則第1号）及び初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則運用規程（平成22年亀岡市訓令第1号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行の日前に昇給の延伸を受けていた職員について、非違行為の当事者（第6各号の職員を含む。）以外の者にあつては、この指針の規定の定めるところにより在職者調整措置等により復元することができる。

【別表 省略】

「揭示済」

亀岡市病院事業契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市病院事業契約規程の一部を改正する規程

亀岡市病院事業契約規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「300,000円」を「600,000円」に、「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づく、亀岡市病院事業会計規程（平成26年亀岡市病院事業管理規程第2号）第28条の規定による指定納付受託者を次のとおり指定したので告示する。

令和8年4月1日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
 - (1) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京都クレジットサービス株式会社
代表取締役 床本敬三
 - (2) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京銀カードサービス株式会社
代表取締役 床本敬三
- 2 指定納付受託者による納付を認める歳入の範囲
亀岡市立病院における診療に係る使用料及び手数料
- 3 指定期間
令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

「揭示済」